

## 令和2年6月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（6月9日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	11
大須賀 溪 仁 君	11
大 浦 トキ子 君	28
熊 田 喜 八 君	39
散会の宣告	55

### 第2号（6月11日）

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣告	59
議事日程の報告	59
報告第1号の上程、説明、質疑	59

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
陳情審査報告	91
各委員会閉会中の継続審査申出	92
表彰状伝達	95
日程の追加	95
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
閉会の宣告	98

6 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和2年6月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北  畠	正  君	2番	円  谷	要  君
3番	大  浦	トキ子  君	4番	小  山	克 彦  君
5番	廣  瀬	和  吉  君	6番	揚  妻	一  男  君
7番	渡  部	勉  君	8番	熊  田	喜  八  君
9番	大須賀	溪  仁  君	10番	服  部	晃  君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村  長	添  田	勝  幸  君	副  村  長	揚  妻	浩  之  君
教  育  長	久  保	直  紀  君	参  事  兼 総務課長	内  山	晴  路  君
企  画  政  策 課  長	熊  田	典  子  君	産  業  課  長	黒  澤	伸  一  君
住  民  福  祉 課  長	北  畠	さつき  君	税  務  課  長	櫻  井	幸  治  君

建設課長 塚 目 弘 昭 君 湯 支 所 本 長 星 裕 治 君

教育課長 関 根 文 則 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 小 山 富 美 夫 書 記 星 千 尋  
事 務 局 長

書 記 森 歩

---

### ◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和2年6月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和2年6月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和2年6月天栄村議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 廣 瀬 和 吉 君

6番 揚 妻 一 男 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

[議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇]

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る6月2日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和2年6月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は6月9日より15日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君からの報告がありましたとおり、本日より6月15日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの7日間と決定することにいたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

---

#### ◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付いたしておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は1件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、この件につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和2年6月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和2年6月天栄村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案9件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、3月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、このたびの特別定額給付金の支払事務誤りにつきましては、村民の皆様をはじめ、議員及び関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、改めておわび申し上げます。今後はチェック体制を強化し、二度とこのようなミスを犯すことがないように努めてまいります。

特別定額給付金につきましては、5月1日からオンラインでの受付を開始するとともに、5月8日に申請書の発送を行い、5月末現在において、対象となる1,978世帯のうち1,877世帯、約95%の支払い手続きを完了しております。今後、未申請の方への再通知を行い、申請期間となる8月11日まで適切な交付に努めてまいります。

次に、第2回駐在員会議を5月27日に開催いたしました。これからの出水期に当たり、地区住民の皆様には昨年配布した防災マップや6月から本格運用となったインターネット版防災マップを活用して、危険個所及び避難場所を把握し、早めの避難行動に心がけていただくようお願いをいたしました。

次に、住宅用火災警報器設置補助事業につきましては、75歳以上の方のみの世帯への無償配布による設置が29件、補助金の活用による設置が23件となりました。設置に当たっては、須賀川消防署長沼分署にご協力をいただいております。引き続き設置率の向上に努めてまいります。

次に、国土強靱化地域計画につきましては、大規模な自然災害に備えた事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を村づくり施策や産業施策を含めた総合的な計画として策定するものであり、4月に着手いたしました策定に当たっては、推進本部及び庁内プロジェクトチームを設置し、脆弱性の評価や強靱化に向けた施策の整理等を行っており、早期策定に向けて作業を進めてまいります。

次に、統計調査関係につきましては、居住している全ての人と世帯を対象とする最も重要な統計調査である「国勢調査」を10月1日基準日で実施予定であります。この国勢調査は、今回で100回目となり、この調査で得られた結果については、国や地方公共団体が行政運営を行う上での重要な基礎データとして活用されるものであり、今後は各行政区へ調査員の推薦を依頼するなど、調査に向けて事務を進め、住民の皆様方にご理解・ご協力をいただき、



着実な統計調査を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで村民の感染防止のための各種お願いをするほか、マスク、消毒液の確保などに努めてまいりました。

4月16日に国で緊急事態宣言が出され、村民の皆様には不要不急の外出や都道府県をまたぐ移動の自粛、学校や事業所の休業、イベント開催の制限や中止など、各世帯へのチラシ配布、防災無線やホームページでの呼びかけにより、感染拡大防止対策をお願いするとともに、子どもたちへのマスク配布、次亜塩素酸水の無料配布を行い、感染防止と注意喚起を行っております。

このような中、5月15日に福島県を含む39県、25日には全都道府県で緊急事態宣言が解除され、少しずつ活動が再開されておりますが、いまだ感染が発生し、収束までは至っておりません。引き続き、感染の予防と「新しい生活様式」の協力を呼びかけながら、感染防止対策に取り組んでまいります。

次に、村民の健康増進事業関係につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していた様々な事業を変更や延期、中止としております。

5月の住民総合検診につきましては、密閉・密集・密接を避ける観点から、検体の回収を行う大腸がんと肺がんの検診のみとし、6月実施予定の婦人科検診につきましても、集団で行わないこととしております。実施できなかった検診項目等については、今後施設での受診を促し、感染の状況を見ながら、新たな受診の機会が提供できる場合には、再度ご案内をしてまいります。

次に、児童福祉関係につきましては、健康保健センターで開催している「わんぱく広場」や「なかよしくらぶ」、乳児期の子育てをサポートする「ぴよぴよくらぶ」も4月から中止しており、利用者の方々の集いの場を設けることができませんでした。

しかしながら、保健師や保育士などが電話で状況の確認をするとともに、「なかよしくらぶ」での製作予定であった工作の材料を送るなどして、自宅にいてもつながりや楽しみを持てるような支援をしているところであり、今月には感染防止対策を講じながら再開することとしております。

放課後児童クラブにつきましては、小学校の登校に合わせ、保育自粛の協力をお願いしながら実施をしてきたところであり、天栄保育所につきましては、緊急事態宣言を受け、4月22日より登所の自粛をお願いしながら感染予防に努め、今月1日より通常保育としております。今後も保護者の子育てに対する不安を解消することで、子どもを安心して産み育てやすい環境の整備に努めてまいります。

次に、高齢者福祉関係につきましては、高齢者を対象とした今年度の介護予防事業の参加

者を4月に決定したところでありましたが、事業のスタートを今月からといたしました。事業実施までの間は、自宅でできる簡単な運動のチラシや自分の体調や行動を記録するためのチェック表などを送付し、予防対策を行っております。

また、保健師、看護師、包括支援センターから状態確認の連絡をするなど、自粛生活の中で状態が悪化しないよう努め、独り暮らしや高齢者世帯への訪問も民生児童委員や社会福祉協議会などと連携しながら開始をしているところであります。

今後も感染の状況を見ながら、心身の健康増進を推進し、健康で暮らせる村づくりを進めてまいります。

次に、環境整備関係につきましては、今年度は村内の環境美化を目的とした美化コンクール、花いっぱい運動を状況を鑑みまして、中止としたところであります。

次に、税務関係では、今年度においても適正な課税に努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う、住民・企業等の収入減により税収減が懸念されることから、粘り強く収税を実施し、高額滞納者や悪質な滞納者に対しては、引き続き資産差押え等の滞納処分を実施し、滞納額の圧縮に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度、一筆地調査が終了した牧本第26地区の広町ほか17字の地積測量を行い、所有者による閲覧を今年度実施するとともに、新規で牧本第27地区の梨ノ木平ほか6字の一筆地調査の実施に向けた準備を進めているところであります。

次に、令和2年産米の生産調整の状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が出され、不要不急の外出等の自粛が求められる中、米の需要の減少により米価の下落も懸念されます。このような情勢を十分認識の上、米価維持と農家の農業経営の安定化を図るために、方針作成者と連携し、飼料用米や備蓄米の取組を推進するとともに、減収補てん対策としてナラシ対策や収入保険制度への加入を推進してまいります。

また、中山間地域等直接支払制度の第5期対策が4月より開始されましたので、引き続き本制度の活用を推進し、地域農業の維持・発展や地域の活性化を支援してまいります。

次に、商工観光につきましては、全国的に蔓延する新型コロナウイルス感染症により、各種イベントの開催中止を余儀なくされており、また4月16日に福島県においても発出された緊急事態宣言を受け、商工観光業においては、大型連休中の自主休業や一部営業自粛など、大変厳しい状況を強いられました。

村といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策など、状況の緊急的な回避を目的として、飲食業に5万円、宿泊業に10万円をそれぞれ支援金として給付するとともに、村商工会と連携し、新型コロナウイルスの相談窓口を設置いたしました。

今後においても、持続化給付金や雇用調整助成金など、国、県等の制度活用等の相談業務に努めるとともに、感染症が収束した折に速やかな景気回復が図れるよう、関係団体等と協

議を進めてまいります。

次に、台風第19号により発生した農地・農業用施設の災害復旧につきましては、農業経営に影響を及ぼさないために今春の作付けに間に合うような復旧に努め、4月中旬に9か所、5月末に5か所が完了したところであります。

今後は、堰の復旧工事3か所の発注を予定しており、年度内に全て完了する見込みとなっております。

また、公共土木施設の災害復旧につきましては、昨年度に発注した8か所のうち、年度内完了に至らなかった7か所が7月末に完了する見込みであり、未発注となっております残り1か所につきましても、年度内の完了を目指してまいります。

次に、林道施設の災害復旧につきましては、5月に3か所の復旧工事を繰越事業として発注したところであり、9月末に復旧が完了する見込みであります。

次に、仮置場に保管している除染土壌等につきましては、高トヤ仮置場の一部を残し、全ての仮置場の搬出が終了しており、高トヤ仮置場についても本年度中に搬出される予定となっております。

土橋久保地区ほか3か所の仮置場につきましては、4月に原状回復工事の設計業務を発注しており、安養寺地区ほか4か所の仮置場については原状回復工事を7月から順次発注して本年度中に地権者へ返還してまいりたいと考えております。

引き続き、原状回復及び早期返還に向け、地権者及び環境省・関係機関と協議を進めてまいります。

次に、建設土木関係につきましては、道路環境整備事業を5月に発注したところであり、今後も道路再生事業及び生活関連道路整備事業を順次発注し、道路の適切な維持管理を行いながら、道路整備と安全確保に努めてまいります。

特定防衛施設調整交付金事業につきましては、本年度で最終年度となる塩平柏山線改良舗装工事の実設計委託を4月に発注し、工事に向け準備を進めているところであります。

社会資本整備総合交付金事業につきましては、台風第19号の影響により令和元年度内の発注が困難となっていた、中小川橋、布引4号橋、母子沢橋の補修工事を5月に発注し、年度内完了を目指し進めてまいります。

次に、上水道事業の石綿セメント管更新事業につきましては、昨年引き続き、京谷原地内の配水管布設替工事の実施に向けて準備を進めているところであります。

次に、学校教育関係につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、国からの要請により本村の小・中学校においても3月4日から3月23日までの期間、休校措置を取り、各学校の卒業式及び卒園式は規模を縮小して行ったところであります。

令和2年度入学式においても4月6日に規模を縮小して行い、湯本小学校を除く小学校3

校に計42名、中学校2校に46名の新1年生が入学いたしました。

また、4月10日には幼稚園2園の入園式を行い、計21名の新入園児が入園いたしました。

4月7日から感染予防の対策を講じながら、村内幼・小・中学校の授業を開始いたしました。緊急事態宣言による県知事からの要請により、4月22日から再度学校休校の措置を取りました。5月に入り、県教育委員会から「段階的な教育活動を検討すること」との通知があり、この内容を踏まえ、村内の幼・小・中学校については、5月14日から登校日を設け午前中の授業を開始、続いて18日からは給食を開始、21日からは午後の授業を開始し、29日まで段階的に授業を実施し、今月1日から通常の教育活動を再開したところであります。

今後は、感染予防対策を徹底した上で、園児・児童・生徒が安心して学ぶことができる環境を作り、心のケアと健康状態の把握、さらには学習の遅れに対する対策を講じ、充実した学校生活を送れるよう、教育活動を推進してまいります。

また、児童・生徒においては、本人や保護者の感染への不安や5月に予定しておりました運動会、中体連などの各種行事の延期や中止等により、少なからずストレスを抱えていることを考慮し、学校をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、児童・生徒の支援にも努めてまいります。

次に、昨年度改築が完成しました学校給食センターにつきましては、4月に運用を開始したところであります。

次に、学校統合の方策につきましては、2月に提出された「天栄村立小中学校のあり方検討委員会」からの答申に基づき、より具体的に統合に関する事項を検討するため、「天栄村立小中学校統合委員会」を5月に立ち上げ、現在は書面による協議を進めているところであります。引き続き、新校舎建設の有無や立地箇所、通学方法の確保、空いた校舎の活用、幼・保・小・中の連携や接続を含めた望ましい学習環境の整備などの協議を行い、意見をまとめてまいります。

次に、生涯学習関係につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各団体、個人に3月から5月末まで生涯学習センターをはじめ、各社会教育施設、及び体育施設の利用自粛をお願いしていたところであり、緊急事態宣言の解除に伴い、今月1日をもって利用の再開をいたしました。今後とも、国・県の状況を注視しながら対応してまいります。

また、例年9月に実施しております羽鳥湖畔マラソン大会につきましては、今年度の開催は中止することといたしました。

また、放課後子ども教室につきましては、大里小学校で43名、牧本小学校で50名、湯本小学校で3名、計96名、放課後児童クラブにつきましては、広戸小学校で76名の児童が放課後の安全な居場所として活用しております。

各教室とも3密を避け、感染予防対策を取りながら、帰宅しても保護者がいない家庭を中

心に受入れを実施しております。

次に、今年度で4年目となる地域学校協働活動事業につきましては、地域による学校の支援から地域と学校の連携、協働へと発展させることを目指し、コミュニティースクールの充実に努めてまいります。この事業の一環として、小・中学生や大人、幼児と親を対象にした英会話教室も6月から開始をしたところであります。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

(午前10時26分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続きまして、再開いたします。

(午前10時27分)

---

○村長（添田勝幸君） また、開催を延期しておりました高齢者を対象とした寿大学や幅広い年齢を対象にした手芸教室などの各講座、各種教室も6月に入り開講したところであり、感染防止対策を講じながら、生涯学習の推進に努めてまいります。

次に、湯本地区における高齢者世帯巡回事業につきましては、週3回、独り暮らし・高齢者世帯を巡回して安否確認等を行い、外出できない高齢者世帯への安心につなげております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案9件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 令和元年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてであります。繰越額が確定いたしましたので、報告するものであります。

議案第1号 専決処分の報告及び承認についてであります。福島県後期高齢者医療広域連合の条例改正に伴い、天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したため、報告し承認を求めるとのものです。

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてであります。特別定額給付金に係る事業費として歳入歳出それぞれ5億6,441万7,000円を追加する令和2年度天栄村一般会計補正予算を専決処分したため、報告し承認を求めるとのものです。

議案第3号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。委員9名の任期が7月19日をもって満了となることから、委員を選任するにあたり議会の同意を求めるとのものです。

議案第4号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてであります。災害時の相互応援について、平成31年1月に締結した内容の一部を変更するにあたり、議会の議決を求めるとのものです。

議案第5号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナ

ナウイルス感染症の影響に係る地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について改正するものであります。

議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります、関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてであります、歳入において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金など、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策生活支援商品券発行事業補助金、子育て世帯臨時特別給付金、緊急浚渫推進事業工事請負費など、歳入歳出それぞれ2億6,599万8,000円を追加補正するものであります。

議案第9号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてであります、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和2年6月9日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は3名です。

質問は、最初に9番、大須賀溪仁君、次に3番、大浦トキ子君、次に8番、熊田喜八君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

### ◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（服部 晃君） 初めに、9番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

9番、大須賀溪仁君。

[9番 大須賀溪仁君質問席登壇]

○9番（大須賀溪仁君） 通告のとおり一般質問を行います。

新型コロナウイルスの問題について。

多くの人命を失い、また多額の経済損失が生じてしまった今回の新型コロナウイルスの問題ですが、幸いにも5月末日時点において村内では感染者は確認されておりません。これもひとえに村長はじめ職員が一丸となって住民の方々のために尽力された結果であり、その努力に敬意を表します。一方、他地域では再び感染者が増え始め、まだまだ不安な状況が続くことが予想されます。

しかしながら、何か月にもわたり感染予防のために営業や経済活動を控えてきた事業者、また、4月に入学や進学をしたにもかかわらず、数か月の学校の休業を余儀なくされた小・中学生の皆さんにとっては、感染のリスクと同じぐらい不安な日々をお過ごしだと思います。

そこで、次の3点について村長及び教育長に伺います。

1、商工会会長から宿泊業、飲食業以外の業種への支援の拡充を求める要望がありましたが、村の対応策はどうなっているか。

2、村公共施設の利用はいつ頃から再開の予定か。また、各種イベント等が延期、または中止となっているが、今後実施するイベント等はあるのか。

3、小・中学生が約2か月にわたって休業となっていたが、授業日数を確保するためにどのような計画を予定しているか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の商工会要望に対する対応策につきましては、5月12日に商工会より新型コロナウイルスに係る宿泊業、飲食業以外の業種への支援等の要望を受けたところであります。

村では、外出自粛などを強いられた村民の生活を支援するため、1人1万円分の商品券を全ての村民に給付する「新型コロナウイルス感染症対策生活支援商品券発行事業」と東日本大震災発生以降、風評被害対策事業として行ってきたプレミアム付き商品券発行事業をプレミアム率を10%から20%に上乗せした「新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業」を行うこととしております。

いずれも村内のみで使用できるものであり、これらを早期に実施することで、コロナウイルスで疲弊した村民の生活安定を図るとともに、消費の前倒しを喚起し、厳しい状況の続く村内商工業の早期回復を図ってまいります。

2点目の村公共施設の使用については、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、使用禁止等の制限を設けておりましたが、5月15日に福島県の緊急事態措置が解除されたことに伴い、6月1日現在、一部の施設を除き、感染予防策を講じることを要件に使用制限を

解除しております。

また、各種イベントの開催につきましては、羽鳥湖畔マラソン大会や羽鳥湖高原ウオーク大会、二岐山山開き等、事前に募集告知を伴うイベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止としております。

なお、それ以外のイベントにおきましては、今後の状況を踏まえながら開催の可否を決定してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 3点目のご質問についてお答えいたします。

先ほど、村長の行政報告にありましたとおり、4月22日から5月29日までの間、村内の小・中学校を臨時休業といたしました。そのため、4月、5月合わせて授業日数の不足分は12日間となります。本村の公立小・中学校管理規則では、7月21日から夏休みとなっておりますが、本年度においては7月21日から7月31日までの7日間、授業日を設けることや行事の見直しによって、この不足日数分を補いたいと考えております。

天栄村は幸いにも4月、5月の2か月間で24日間の授業を行うことができました。このため、夏休みの7日間の授業日と中体連などの行事の中止や見直しによって、授業時数の確保はできるものと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） まず、1点目の再質問を行います。

1人1万円の生活支援商品券事業とありましたが、詳しく内容を伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業でございますが、今回、本議会の補正予算に計上させていただいているところでございます。この事業につきましては、国が創設しました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業でございます。感染症拡大の影響を受けました住民生活支援の目的で実施するものでございまして、全額交付金の対象となるものでございます。

村の住民基本台帳に登録のある方を対象としまして、1人当たり1万円の商品券を郵送させていただきます。こちらの商品券の取扱いは、村の商工会のほうに委託いたします。村内の商品券取扱所にて使用できるものになりまして、有効期限は発行日から6か月以内というふうなことを想定しております。また、郵送の際には、金券扱いになりますので、簡易書留を想定しております。



今後の予定といたしましては、この補正予算の議決をいただきましたならば、早急に手配をしたいと思いますが、皆様にこちらの事業の周知を図るとともに、商品券の印刷をスタートさせるわけになるのですが、こちらに2週間ほど時間をいただきまして、予定としますれば、今月末くらいには郵送の段取りとして考えているところでございます。

なお、村内の店舗につきましては、限りなく商工会さんのほうで、また件数を増やすような手配を今していただいているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 商工会の会員事業所じゃなくても村内にある商店なり、全て使えるような状態にできるということですかね、はい、分かりました。

じゃ、続いて、そのプレミアム商品券の内容も伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、プレミアム商品券の件なんですけど、こちらのほうにつきましては、今まで風評被害対策として行ってきたものを今回につきましては、新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業として行います。

内容につきましては、例年、毎年プレミアムを10%ずつつけて夏と秋に2回販売していたものを、そちらのほうを10%からプレミアム率を20%に上げさせていただいて、しかも時期を若干前倒しさせていただき、1回目につきましては7月の下旬、2回については10月中というようなことで想定しております。こちらについては、額面は1セット1万円というようなことで1,000セット、1万円買っていただくと1万2,000円分の商品券が使えるというようなことになってございます。

有効期限につきましては、発行日より6か月というようなことで、こちらについての販売につきましては販売日を設けまして、商工会及び湯本支所のほうで販売をさせていただくというような計画でございます。

それから、使える事業者さんは先ほどの生活給付の商品券と同様というようなことになってございます。

以上です。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） プレミアム商品券のほうは2期に分けて事業を行うということでしょうか。あと、使える事業所というのは、もう生活支援商品券事業と同じ事業所、内容に沿ったものとなるのでしょうか。

あと、プレミアム商品券の全体的な予算規模というんですか、それはいかほどになるんで

しょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えします。

まず、プレミアム商品券の発行に関しては2回に分けて、前期と後期で発行させていただきます。

それから、使用できる商店等については、先ほどの生活給付の1万円ずつ配る商品券と同じ形というようなことでございます。

それから、予算の規模なんですけど、予算の規模については、総額で2,500万円を予定しております。内容につきましては、商品券の回収費用として2,400万、それから印刷費として20万、それから今回のプレミアム商品券につきましては、なるべく多くの商店で使っていただきたいというようなことで、このプレミアム商品券につきましては、後ろにスタンプラリーのような台紙をつけさせていただいて、一応今のところ予定ですが、3か所以上回っていただいた場合については、後ほど抽せんを行うというようなことで、抽せん会費の経費を30万ほど取っております。

それから、こちらについても商工会のほうで実施していただきますので、各商店のチラシの印刷代、それから使っていただくスタンプ台、それから様々なものの郵送料、そういった事務費を50万ほど取っているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 2,500万円程度と今、数字出してもらいましたが、この2,500万は県なり国なり何か補助金、そういったものを利用するのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

全てが全てというわけじゃなくて、例えば、いわゆる抽せん会費とか、そういった生活の必需品の部分に関係ない部分については、除外される部分はあるんですが、基本的には新型コロナウイルスの感染症対策地方創生の臨時交付金、そちらのほうで充てられるというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

以前、その商品券事業で個人の方が大量買いされた方もいると聞いております。今回は住民の方々にうまく行き渡るようにチェック体制きちんとしていただきたいと思います。

また、今回、商品券関係の事業ではかなりの金額が村内で動くわけですが、事業者は大い

に期待しているところでございます。ミスのないよう徹底した管理に努めていただきたいと思います。

あと、これらはこの2本立て同時期に行うような感じになりますよね。それは支障はないのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

一部かぶる部分はあるんですが、まず生活給付の1万円のほうにつきましては、聞くところによると6月くらいからというようなことで、先行して配られるというような話でございます。その後、7月上旬から中旬にかけて第1弾というようなことで出ささせていただいて、その後、10月ということなんですが、片方は無償で配られるもの、もう片方につきましては購入していただくものというようなことで、性質が違うというようなことで問題ないかと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これらでも両方商工会が窓口になったりするということですか。商工会、人数も少ない中でこれだけの大きい金額管理するというのは、大変難しいかと思うんですけども、その辺はどう考えていますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

商工会ともお話をさせていただいて、発行のときなどは商工会と支所というような話だったんですけども、役場の人間も出させていただいて、一緒にやらせていただきたいと思いますし、また、折に触れ、途中経過の中身についても商工会のほうと産業課のほうで連携しながらやっていくというような考えでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

先ほども申し上げましたが、ミスのないようくれぐれも管理に努めていただきたいと思います。

そして、先んじて、その宿泊業、飲食業に対する支援策は「助かりました」との声が多くありました。それぞれの申請数はどれくらいあったのか伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

さきに行いました飲食業、それから宿泊業に対する支援金の申請件数ということなんですが、飲食業については13件、それから宿泊業については23件というようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 大変すみません、何件中何件だったかちょっと伺います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

大変失礼しました。飲食業が私どものほうで把握している対象とされる方が16件中13件の申請、それから宿泊業については、25件中23件の申請でございました。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これ申請時期というのは、これもう受付は終了したの、まだしばらく申請可能ということですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この給付金につきましては、基本的には5月31日をもって受付を終了いたしました。なお、まだ申請していないところにつきましては、我々のほうと商工会のほうとで申請していないんですけれどもというような聞き取りを行って、漏れのないようにというようなことで一応この数字が固まっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。引き続きよろしくお願いします。

もう1点、納税猶予の要望も出されているかなとは思われますが、実際、納税猶予の申請というのはあったんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

徴収猶予の申請の件数でございますが、現在4件ほど申請が出ておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それらの4件については村のほうで受理されて、1年ですか、猶予が認められたということよろしいんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

申請に関しましては、受理をいたしました。が、まだ受け付けてから日が間もないために、完了までには至ってはおりません。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 申請するに当たっては、期限は設けているのか、また、今回特例猶予が設けられていますけれども、その条件というのは、主な条件何かありましたでしょうか。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

対象となる要件でございますが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間、1か月以上と思われませんが、そちらの収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、かつ一時期に納入が困難であることとございまして、対象となるものにつきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税となります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。今後も村内事業者の方々に対しては、柔軟、迅速の対応を引き続きお願いしたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。

○議長（服部 晃君） 一般質問の途中でございますが、暫時休議いたします。

11時15分に再開いたします。

（午前11時00分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時15分）

---

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 公共施設が利用できるようになったとのこととございますが、感染予防策というのは、具体的にはどういったものを示すのでしょうか、伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

まず、基本的には新型コロナウイルス感染予防につきましては、基本的なマスク着用ですとか、消毒、手洗い、消毒、3密を防ぐということで、換気をしていただくことをお願いしております。あとは利用者同士の距離を取っていただくということをまずお願いしております。

して、施設利用に関しましては、その辺のところを各施設でも貼り紙をしたりですとか、注意書きをお配りしながら利用いただいているところがございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） あと、施設ごとによっても違うと思うんですが、人数制限だったり時間制限も設けるといことでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

人数制限につきましては、基本的に室内の収容人数に対して約半分ぐらいをめどにするということですか、時間につきましても、なるべく短時間で用件が済むようなことで、国・県のほうでもそういった要請はしておりますので、それに従いまして、各施設でそういった呼びかけをしているところがございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 村のホームページにも掲載されていますが、見にくいような感じも私ちょっと感じまして、紙媒体でのそういった告知なんかは行う予定ですか、見やすくまとめたものを。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

紙媒体での配布ということですが、一度広報誌には載せてはおるんですが、もう少し皆様に分かりやすく行き届くようなチラシを今後作成していきたいと考えておるところです。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） よろしく願いいたします。

村外の方も利用できるのか、観光協会のほうで滞在型誘客事業で合宿プランとかもありまして、羽鳥の交流センター、湯本体育館の利用もあると考えますが、その辺どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村外の方も利用できるのかというご質問だったんですけれども、今、観光協会で行っている滞在型誘致の事業、こういったものにつきましては、一応当面のところは県内のお客様に限定するというようなことでさせていただいておりますので、それに伴いまして、そちらを使えるお客さんであれば、名簿の提出とか、それから先ほど住民課長が申し上げました、換

気であるとか3密の状態を避けるということを条件として貸出しすることとしております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その滞在型誘客事業では何ら問題はないということで了解してよろしいでしょうか、はい。

今回、いろんなイベントが中止また延期になっておりますが、現時点でどのぐらいの金額が使われてなかったのか、分かれば伺います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前11時22分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時23分)

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

マラソン大会、消防、山開きなど、こういった事業で約1,000万円ほど減額となっております。補正のほうで対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。今、村で行っている介護予防の事業、スイミング、サロン、ミニデイサービス、大変素晴らしい事業を行っておりますが、再開した後の予定というんですか、そういったものはどういうものがあるんですか。利用者の体力低下とか精神的な心配もありますので、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

[住民福祉課長 北嶋さつき君登壇]

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

高齢者の方々の介護予防につきましては、今月から再開をしております。ただ、湯ったりミニデイサービスにつきましては、飲食を伴いまして、入浴も提供いただいておりますが、飲食が大勢で一堂に会して飲食をすることに対して、やはり感染予防の観点からということで、今ちょっと検討させていただいているところでございます。

また、その辺は施設の皆様と協議をしながら、感染予防をしながらできる方法を今、検討しておりますので、そちらの事業はこれからになっております。

また、皆様方の精神的な、体力的な低下ということに関しましては、保健師等、看護師等も今回チラシを作って、自分なりの体温を測ったり、行動を書いてもらうチェック表みたい

なものを送ったり、運動の写真を入れて作成したものをお送りしていきまして、それを定期的に1月に1度、1枚ずつお送りしているところでございます。

本日より水中ウォーキングも始まったところでございます、皆さん感染をちょっと気にはしながらではあったんですが、やはりそろそろ動かないとということなので、今日も皆さんお元気に出発されたところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） サロンのほうも始まるということで、ちなみにその参加人数というのは何名ほどになっているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

サロンにつきましては、3つのコースに分かれておるんですが、各20名ずつ、あとは湯本地区におきましては15名、水中ウォーキングにつきましては約30名で2つに分かれて行っております。湯ったりミニデイにつきましても80名ほどの申込みがあったんですが、現在ちょっと保留ということで、皆さんに通知しているところです。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。村広報誌にも自宅でできる簡単体操というのが載っております。コロナ問題がある程度見通せる状態になるまで、何らかの形でこういった啓発活動を続けたほうがよいと思いますが、予定はどうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

この新型コロナウイルスにつきましては、今後また第2波、第3波が予想されることもありまして、皆様方、特に高齢者の方は重症化するのではないかと、そういったご心配もかなりありまして、皆様方に今、お伝えしたいのは、免疫力を下げないということとか、やはり今までどおりのマスク着用、消毒、咳エチケットとか、間隔を取るということを皆様に再度またお知らせしながら、今後の第2波、第3波に備えるようなことも踏まえて、チラシ等続けていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ぜひともよろしくお願いします。

それでは、3点目に移ります。

天栄村では、夏休み中に遅れが解消されるということでしたが、近隣町村、岩瀬管内などの状況はいかがなものか伺います。



○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 私ども須賀川市と鏡石の状況については、まだ新聞報道でしか理解しておりませんが、須賀川の場合も7月いっぱい授業と、あと8月の一部授業の予定と聞いております。あと、鏡石も昨日の新聞発表によりますと、7月いっぱい授業をやるというふうな、鏡石は土曜日授業も数日やっていますので、それで代替えしているというふうなことであります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 学校、中学生、部活動なんかも再開しているのでしょうか。あと小・中学校、プールの授業というのは今年どういう感じなんですか、伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、部活の状況でございますが、6月1日より部活も再開しております。それから、小・中学校のプールの開催予定なんですが、一応本村においては、今プールについても開催する予定で検討しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） プールも開催を検討しているということですが、早く見通し立ててあげないと駄目なんじゃないかと思えます。

あと、夏休み、この授業行われるということですが、小・中学校でのエアコンの設置状況、どういったものか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

各学校のエアコンの設置状況でございますが、通常、授業を受けております普通教室につきましては、村内全ての小・中学校で設置率は100%となっております。そのほかの理科室、音楽室等の特別教室などにつきましては設置率は約40%程度でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その他の理科室等とか特別教室というんですか、その今後設置する予定とかはあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

やはり、今回コロナ対策ということで、暑さ対策も密にならないということと、あと夏休みも授業をするということで、暑さ対策も必要かとは認識しておりますが、今現在の施設整備の補助金、現行の国の補助金では今の制度ではちょっと間に合わないということで、今後ちょっと国の有利な補助金等の動向に注視しまして、積極的にいいものがございましたら検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 今後もどういう状況になるか分からないと思いますので、国なりのいい補助金があれば、ぜひとも活用して、早く設置していただけたらなと思います。その40%の設置率というのは、分かりますか、具体的に、学校ごととか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

学校ごとの特別教室のエアコンの設置率でございますが、広戸小学校が約30%、大里小が62%、牧本小が57%、湯本小が11%、天栄中が87%、湯本中が40%となっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） こういった差というのは、どこでこういう形になったのか、経緯をちょっと伺います。今も現在も徐々に設置は増やしているということによろしいですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、学校の当初から建てている、その設置の教室の規模によりまして、当時学校の人数が多い時代は普通教室が少し多い時代もありまして、今は児童・生徒の数も少なくなりまして、普通教室が小学校ですと、各学年1クラス、あと学校によっては複式もありますので、6学年あっても普通教室が4教室のところもあります。ですから、もともと普通教室として使っていたものが特別教室に今現在なっているような学校においては、特別教室の設置率が高いような状況になっております。

そして、今後の予定でございますが、一応学校の児童・生徒の使用状況とかそういったところを踏まえて、学校からの要望をお聞きして、設置を順次増やしている状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

全国学力テスト的なものが毎年行われていたのかなと思うんですけども、今年はそういったものというのは行うんですか。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

全国学力テスト、あと県の学力テストについては、今年度については中止となっております。村独自でやっております学力テストは2月ないし3月に実施予定でありますので、それについては今のところ実施、3月年度末なので、教育課程も終わりで調査できるというふうなことを踏まえて、今のところ実施する予定であります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。今、コロナ問題でテレワークが注目されておりますが、学校でもそういう環境整備しておいたほうがいいのかなとはちょっと感じますが、そういった考えあるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

やはり、新型コロナの関係で、今後第2波、第3波の対策も必要かと考えております。現在、国ではG I G Aスクール構想ということで、児童・生徒1人1台の端末整備を進めておりますので、そちらに対しても国のほうで前倒しで行っていくということで進めておりますので、そちらの申請に私どもも村としても手を挙げて、今後早急に整備を進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 順調にいったら、その端末整備というのはいつぐらいになるのかと、あと使える状況ってあると思います、W i - F i だったりそういったものが。それは天栄村内では使えないところもあるのか、その保護者自身がそういったものを利用している家庭はどのぐらいあるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

1人1台の端末整備の予定ですが、順調にいけば本年度の3月までには整備できるのではないかとということで、今、現在いろいろ調査検討をしている状況でございます。

それから、各家庭のインターネットの整備率でございますが、先般長期休業中に各家庭へアンケート調査行いまして、その結果ですと、大体村内小・中学生の家庭では、約8割の方の家庭ではインターネット環境が整っているというアンケート結果になっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 8割ほどがその環境整備が整っているというわけですが、もしこう

いったものが実際行われるとなると、この2割の方にはどういった対応、何かそういったものも予算的には含まれているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

約2割の家庭における対応でございますが、国のほうでも家庭への整備の助成も考えているという情報もあるんですが、実際、家庭整備した後に、今度経費が毎月かかってしまうという問題もありますから、補助を出しての整備というのなかなか難しいものと考えております。

第2波、第3波への対応としましては、その2割の家庭においてインターネット環境がないという家庭においては、緊急性がある場合には、所有していない児童・生徒には学校にあるタブレットを貸出しして、例えばですが、Wi-Fi環境のある生涯学習センターなど、あと学校に分散して来ていただいて、そういったオンライン授業などの対応なんかもちょっと検討しなければならないと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） そういった場合には、親身な対応、ぜひ取っていただきたいと思っております。

天栄村の中学生は、今まで部活動などで好成績を収めてきてまいりました。各種大会が中止、延期の状態ですが、高校入試時の審査の内容というの若干変わってくるのか、そういったスポーツ特待生的なものはどういう扱いになるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 今年度、次年度の高校入試については、毎年9月に県のほうの方針が各学校の校長を集めて説明会が行われますので、恐らくその9月の県立高校入試説明会の折に詳しい高校入試の在り方について、県のほうから説明があるというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

学校統合委員会が組織作りしていると思うんですけども、今回1回目の会合とかそういうのは持たれたんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今年度、小中学校の統合委員会を設置いたしまして、5月に設置させていただきました。そこで今回、第1回目に関しては、密を避けるということで、なかなか集まれる状況でもないということもありまして、書面での協議ということで、5月中に各委員の方々に書面でアンケート調査や保護者へアンケートを取るアンケートの内容についての協議として、書面での協議をお願いして、今取りまとめているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） これ、いつまでに答申を出す予定でいましたか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

統合検討委員会は、年内3回開催予定で検討しておりまして、10月下旬に3回目の最終的な会合を持ちたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 私も学校のあり方検討委員会、参加させていただいておりましたが、やはり湯本中学校が私、一番心配な部分かなと考えておりまして、現在でも湯本中以外で天栄中に通っている生徒もおられるわけですが、それが現実だと思うんですけども、どういう対策を行っていきますか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

現在、湯本中学区管内からほかの中学校に通っている生徒は5名おります。そちらについては、区域外就学という扱いになりまして、本来であれば学区内を指定して、その学校に上がっていただくという制度になっておりますが、保護者の申請によりまして、通学に関しては責任を持つと、あとそれ以外の区域外に関しての責任は保護者さんが持つということで、了解をいただいて区域外就学を認めている状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 学区って天栄村全般ではないんですか、大里地区が牧本小学校に昔から通学しているという形もあるんですけども、どういった学区というのはもう一度説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

学区につきましては、各学校を地域ごとに学校の、例えば字を指定して、この字の方はこの学校に就学してくださいというような学区になっております。村内の中で別の学校に行く場合にも、やはり同じく区域外就学の申請をしていただいております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 安養寺というのはどういう形になっているんですか、あれ。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

安養寺につきましては、大字は大里にはなっておりますが、牧本小学校の学区として指定している状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それはどいういった形で決めるんでしょうか。誰がそういう学区というのを決めるんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

教育委員会の中で諮りまして決定しているものでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 見直しもできるということですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

ご質問のあったとおり、見直しも可能なものと認識しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） いろいろな観点から、その湯本中学校の解決策、ちょっと早めに教育委員会のほうでも形をつけていただきたいと思います。

最後に、今後もコロナウイルス問題で村長の決断、英断が求められると思いますが、取組の考えを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今後も、今は収束しているような状況になっておりますが、まだまだ予断を許さない状況でございます。今後、第2波、第3波というようなことで、他国を見ますと感染が拡大して

いるところもありますので、ここはしっかりと3密を避ける、そして手洗い、うがい、マスク、新しい生活様式というようなことで、村民の皆様にもいろいろとご負担をおかけしておりますが、まず村内から感染者を出さないというようなことで取り組んでおりますので、今後もしっかりとここは対応してまいりたいと。

今後、経済的に厳しさもますますなってくるかと思っておりますので、そこはしっかりと生活弱者を救いながら、村内から自殺者や倒産するようなことがないように、村も支援をしていきたいと思っておりますし、各観光協会、商工会と連携をしながら、そして村民の皆様にもしっかりとこの新しい生活様式をお伝えをして、対策を万全にして臨んでまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

（午前 11時57分）

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

#### ◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

〔3番 大浦トキ子君質問席登壇〕

○3番（大浦トキ子君） 1、今年度の国保税について。

昨年の消費税10%増税により購買力は落ち、景気は悪くなっております。村民の暮らしが大変なときこそ村政は村民の暮らしを応援しなければなりません。村は積立基金を活用して国保税の引下げをするべきと思いますが、次の点について伺いたい。

1、令和元年度国民健康保険特別会計の繰越金はあるのか、あるとすれば幾らか。

2、5月31日現在の国保積立基金は幾らか。

3、国保税を1世帯当たり1万円引き下げ、その不足分を国保基金から充当した場合、基金はどのくらいになる見込みか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の令和元年度国民健康保険特別会計の繰越金であります。令和元年度の決算時における繰越予定額は約4,500万円となる見込みであります。

2点目の国民健康保険基金の残高につきましては、令和2年5月末日現在で1億740万9,540円となっております。

3点目につきましては、国保税額を1世帯当たり一律年1万円引き下げた場合、令和2年4月末日現在の国保世帯数が768世帯でありますので、引下げ額は768万円となり、その額を国民健康保険基金から取り崩しますと、残高は9,972万9,540円となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、繰越金が4,500万あるということなんですけれども、そうすると財源は十分あると思いますので、国保審議会での運営方法というのはどのようになっていますか。繰越金を活用しまして引下げするという、そういう方針とか検討はされておりますか、伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今年度国保運営審議会を開催しまして審議した際には、繰越金の説明もさせていただきましたが、その中で引き下げるといふふうなお話は出ておりませんでした。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ただいまの話ですと、審議会では引下げの方法を検討するというまでは行っていないということでしたが、そうすれば、この引下げしないで繰越金4,500万ありますが、これはまたどのように使う、使い道というか、積立基金にまた繰り入れる考えなんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの繰越予定額につきましては、令和2年度の国保の運営の経費に充てるものと積立てを一部するもので考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、あと2番目なんですけど、一昨年と比べて医療費の伸びということはどうなっておりますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕



○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

保険給付費の推移についてでございますが、平成30年の実績で申し上げますと4億4,110万4,537円でしたが、昨年度、令和元年の実績で申し上げますと4億6,704万9,937円と増額となっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、国保審議会で引下げの方針というか、そういうのは出ておりませんということなんですけど、財源はあるんですから、やはりこれは引下げの方向で検討すべきだとは思ってますよ。その点はどのように考えておりますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

現在、県に納める納付金につきましては、県から示されておりまして、今回、令和2年度決める際にも県の納付金を算定するに当たりましては、昨年度よりも増額の納付金額を提示していただいていたところございまして、本来ですと保険料率を上げなければ納付金を納めることはできない金額でございました。ただ今回、この繰越金もございましたので、あまり保険料率を変動するという、この将来的なことも考えますと、まだ国の安定的な運営がまだ定まっておらないところもございまして、令和2年度につきましてはこのままの料率で現行どおりということで決めさせていただいた経緯がございます。

この先の引下げは基金を使いながらということの考え方でございますが、まだ国のほうで県全体の運営方針が本年度見直しをかける時期になっております。この先、あと数年後にはある程度の保険料率を統一する目標にはなっておるんですが、今年度、その年度ごとのスケジュールですとか、金額の算定の仕方ですとかがもう少し明確になってくるものと思われまます。それに合わせまして、基金の使い方につきましても、全部使ってしまうていいかどうかという判断はまだできない状況もございまして、この先納付金がどのように伸びていくか、今度県全体の医療費で計算されることとなりますので、今しばらくはちょっと基金のほうは様子を見ながら、活用はもちろん考えてはまいりますけど、今しばらくちょっと様子を見ながら検討、もちろん運営審議会のほうにもお話をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうするとあれですね、県の納付の額って幾らかということ、まだちょっと定かでないということで、その納付額の決める期日ですか、何月くらいになれば分かるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

[住民福祉課長 北島さつき君登壇]

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

県のほうである程度の確定で出されるのが、2月で出されるのは仮の数字でございまして、その前に国のほうからある程度の計算の仕方の方法の提示はあるんですが、それを受けて県のほうで2月頃に仮の数字を示してくるようになっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、一昨年度と比べて医療費の伸びというのはどのようになっていますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北島さつき君。

[住民福祉課長 北島さつき君登壇]

○住民福祉課長（北島さつき君） お答えいたします。

先ほど金額では申し上げたところではございましたが、率でいきますと5.8%ほど伸びているということです。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、県の納付金ということ、いろいろ査定してどれくらいにするかということは、来年の2月くらいになればどれくらい、金額分かるということで、そうすると今年度には引き下げるかどうかということは、まだちょっと検討するという感じでまだ分からない、不透明な状態ということですか。

それでは、この国保で滞納している方というのは何世帯でしょうか。金額にするとどれくらいになるか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

[税務課長 櫻井幸治君登壇]

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

昨年度の滞納繰越しとその前の分とありますが、両方合わせた内訳とトータルの額を申し上げます。

昨年度の滞納見込みですが、61世帯約846万2,000円。30年以前のものにつきましては、89世帯。世帯については重複する部分もございまして。金額で約3,713万4,000円。トータルしますと延べ150世帯です。約4,559万円と、なっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、滞納者数が前年度61世帯で846万、あとは89世帯の3,713万ということで、約4,559万ですかということになりますが、今このコロナ危機で仕事がないという、会社のほうでも仕事がなく、本当に納めたくても納められない、こういう世帯が今年になって多分多くなっていると思うんですよね。やっぱり私も知り合いで聞くと、

国保税も高いから、とにかくうちのお父さんのほうも仕事がなくなっちゃって大変な時期なんですって、一律1世帯10万支給された、そのことは大変助かりますけれども、とても10万ぐらいではやっていかれないと、こういう話ちょこちょこ聞いております。

やはり、この滞納するにはそれなりの理由というものがあると思うんで、やはりこれはちょっと滞納者の方にどのような、徴収というか、そういうことはどのようにしているんですか。取立てというところちょっとあれなんですけれども、いろいろ職員が行って、いつまで納めてくれるとか、幾らかでもいいからちょっと毎月支払いしてくださいとか、そういうことはやっておられるんですか、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 税務課長、櫻井幸治君。

○税務課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

滞納者につきましては、定期的に納税相談とか臨戸訪問とかやりまして、一遍にとはなりませんけれども、少しずつでも納付していただくような形でお話のほうは進めております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 少しずつでも職員の方は足運ぶのも大変だとは思いますが、少しでもこの滞納者の金額を少しでも回収できるように努力していただきたいと思います。

それで、やはりこれはこのコロナの影響で生活も大変だということで、また今年度からまたなかなか納められないということで、滞納者が出るという可能性は十分ありますね。仕事がなくお金が入ってこないということがありますので、それで、ぜひ来年の2月、今年度はちょっと無理かもしれないんですが、幾らでも基金を取り崩しまして、繰越金の、それで安くする方法に持って行ってもらいたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

次年度の保険税につきまして、できるだけ安くということのお話ですが、やはり納付金の額を確認しまして、またその時点での運営の国保会計の中身の部分と、国・県から入ってきます歳入の部分もありますので、そちらも全部中身を確認しながら、最後にはやはりその基金の部分も出てくるかと思っておりますけれども、国保の運営審議会のほうにきちんとお話をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 1番の国保税については質問を終わります。

2番目に移ります。

学校給食費の無料化について。

子育て支援として、県内の32の市町村が給食費の完全無料化、半額無料化、一部無料化と

なっています。保護者の負担を軽減するためにも、村でも給食費の助成をするべきと思いますが、次の点について伺いたい。

- 1、小・中学校の1か月の給食費は幾らか。
- 2、滞納者はいるのか、いるとすれば小・中学校それぞれ何名か。
- 3、助成をしている32市町村の資料を提出の上、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 学校給食費の無料化につきましては、昨年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に合わせて幼稚園の給食無料化を実施したところであります。小・中学校につきましては令和2年3月天栄村議会定例会におきまして、村の施策である子育て支援の取組の一つとして、財政負担等を考慮しながら令和3年度から段階的に実施してまいりたい旨、お答えしたところでありますので、ご理解願います。

なお、ご質問の3点につきましては、担当課長よりお答えいたします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、1点目の小・中学校の1か月の給食費につきましては、小学校で年額4万9,700円、中学校で5万7,900円となっております。月額とした場合には、小学校で約4,150円、中学校で4,830円となります。

次に、2点目の滞納者につきましては、年度内においては全て納入いただいているため、おりません。

次に、3点目の32市町村における給食費の助成の状況につきましては、お手元にお配りしております資料のとおりとなっております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） この給食費の助成の状況ということで、令和2年2月調査時点という資料がありますが、実は私の持っている資料は2020年、今年の4月付で泉崎村、これは全額補助だからいいですね。埜町が一部補助になっておりますが、全額無料になっております。そういうようになっておりますので、どのようなほうで調べたのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの資料は、県の健康教育課に問い合わせまして、令和2年2月時点での調査状況と

いうことで聞き取りした内容でございます。

埜町につきましては、4月より全額無料にしたという情報は埜町からもお聞きしている状況でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 分かりました。

それで、実は私も知り合いで小学生が2人いる方、あと中学生がいる子どもさんお持ちの家庭の方にちょっと伺ったんですが、小学生2人で大体4,100円ですか、月額。そうすると8,000円、そうすると中学と入れると1万二、三千円になるということで、とにかく給料がやっぱり、保護者の、安いし、どうしても給食費は払わなくちゃならない、でもなかなか払えないということで、とにかくほかの32の市町村でこうありますよということで、私もいろいろ説明すると、天栄村は全然一部もやっていないんだねということで、大変天栄村もちょっとそちらの教育面にもうちょっと力を入れてもらいたいななんていうことで、いろいろ行く先々のやっぱり学生の方を抱えているうちではそのようなお話がありました。

今年度は少しは助成をするという考えはおありなのか伺いたいと思います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

本年度からの助成というご質問でございますが、先ほど村長からも答弁のありましたとおり、令和3年度から段階的に助成を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 令和3年度というと、実際には何月からということになりますか。

来年の4月からということになりますか、そこら辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

令和3年度につきましては、各小・中学校の保護者や給食センターの状況も聞き取りした上で新年度予算で計上を検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど、村長のほうからのお話がありましたが、一度、急に半分とか全額ということはなかなかちょっと大変だということで、予算もかかるし、そういうことで段階的に少しずつやっていくという、助成のほうね、そういうお話がありましたが、大体段階的というとどれくらいになるのか、一部か半額するのか、全額はちょっと無理かもしれ

ないんですが、どれくらいの金額で助成されるのか、それを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今年の3月の定例議会の中でも申し上げましたが、財政状況を見ながらというようなことで、段階的に実施してまいりますという答弁をさせていただきました。これには昨年台風19号で天栄村も大きなやっぱり被害を受けました。その中で、国・県の補助を使いながら農地、道路等の修繕、復旧工事等を行いました。村の持ち出しがもう1億を超えてまして、今もこの新年度になりましてからも、用水路が詰まっていたりとか、土砂がやっぱり一部見落とした部分があつて、崩れている部分があつたりというようなことがありまして、補助が使えない中での復旧をしなければならないというような状況がありました。

また、今回、新型コロナウイルスの感染症対策というようなことで、様々な施策も行っているところがございますので、そういったその財政状況を見ながら、令和3年度から実施していくというようなことで、今ここでどの割合ということは、財源の確保をしながら状況を見て、また議会議員の皆様方にご相談をさせていただきながら決めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 小学校の生徒数というのは全校で何名か、あるいは中学も何名か、そうすると、それに対して年間の給食費幾らかかるかお願いします。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

小学校の児童数でございますが、合計で232名でございます。中学校の生徒数が合計で136名でございます。合計の給食費でございますが、小学校の給食費が合計しますと約1,150万円、中学校の合計の給食費が約780万円となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 給食費無料化の資料というのがあります。皆さんに配付されてあると思いますが、一部補助というところなんです、桧枝岐ではここに資料には出ていないですけれども、桧枝岐村では一部補助で60%補助、それで広野町は所得に応じて2021年度から全額補助となっております。矢祭は一部補助だったんですが、4月から半額補助になっております。湯川村、小学校33円、中学校27円、第3子以降は無料、このようになっております。西郷村、小学校が30円、中学校34円、在校3人目以降無料、只見町、小学校70円、中学校80円、田村市、在校2人目以降無料、白河市、在校3人目以降無料、新地町、小学、中学とも

に40円補助、このようになっておりますので、こういうほかの市町村の一部補助、それも検討してみて参考としていただきたいと思います。

とにかく学校給食費の無料化については、保護者の方からもとにかく、再三、行くたびに言われておりますので、何とでもこれだけは、少しでもできるように、補助お願いしたいと思います。

それでは、3番目に移ります。

### 3、新型コロナウイルス対策について。

5月25日付の福島民友新聞の報道によると、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ウイルス学の専門家は一種の現代病で21世紀型パンデミック（世界的大流行）と表現し、第2、第3の波に備えるべきだと警告している。村としてはどのような対策を講じているか、次の点について伺いたい。

1、新型コロナウイルスに対して発生時から現在までどのような対策を講じているか。

2、公立岩瀬病院で「発熱外来診断」の別の窓口が必要と思うが、どのような検討がされているのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目のこれまでの対策についてであります。本年1月に国内で初めて感染者が確認されて以来、村民向けのチラシ配布や村ホームページに新型コロナウイルスの情報を掲載し、注意喚起を行い、その後も防災無線による呼びかけなどを中心に感染予防のお願いをしてまいりました。

また、感染予防のための資材関係では、子どもたちへのマスクの配布や学校等へ消毒用アルコール、家庭用では次亜塩素酸水の配布を行っております。

さらに、密集などによる集団感染を防ぐため、公共施設等の利用制限を行いながら、村民の皆様にも各種集会や会合を自粛していただくようお願いをしてまいりました。

国の緊急事態宣言が出されてからは、不要不急の外出のほか、県をまたぐ移動を控えていただいたり、事業所の休業などにもご協力をいただいたところであります。

今後も感染の第2、第3波に備え、国から示されている「新しい生活様式」への取組を推進し、緊急事態宣言が解除されても気を緩めることなく、村民の皆さんへ感染予防の啓発を行ってまいりたいと考えております。

2点目の「発熱外来診断」の窓口の検討についてであります。当岩瀬地区では、現在のところ須賀川医師会と須賀川市及び県中保健所において協議を行っている段階であり、設置は必要であるとの共通理解の下、設置場所や運営方法、スタッフの確保、予算等々において、

今後さらに検討が進められるものと認識をしているところであります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長のおっしゃられたように、6月2日の新聞に出ております須賀川市の橋本市長は記者会見で医療体制の整備を課題に挙げ、感染症予防の第2波、第3波に備え、発熱外来を設置する方針を示しております。

それで、国のほうで医療費、半分出すという、こういう案を出しておりますね、医療費ね。設置した場合、病院の窓口に行った場合の医療費ですね、かかったね。国は半分出すんだけども、これほどのようになっているんでしょうか。県のほうからまたいろいろお話があるのかどうか。そういうことは分かっているんでしょうか。お伺いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

県のほうでは補正予算にて設置に対する補助を予定しているという報道にはあったんですが、国のほうからの情報はまだ伺っておりません。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、県のほうでは設置しているということは、情報は入っているけれども、ただ医療費のことについては、まだ分からないということですか。半分の医療費を出すということ。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

すみません、医療費のことではなく、発熱外来の補助を今、申し上げてしまいました、申し訳ございませんでした。医療費についての補助の関係は、まだお話は伺っておりませんので、医療費は指定感染症に指定されれば、公費扱いにはなるというふうなことをお聞きしているんですが、その情報はまだ来ておりません。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） そうすると、普通のより外来の窓口ね、新たに設置するということではありますが、それでその発熱の患者さんですね、そうした場合にはその経費、受診料というのはまだ分からないということですね、先ほどの課長さんの答弁では。この点、国は半分出すと言っているし、だから受診料を半分出せということになれば、患者さんが発熱、熱あるからって行くでしょう、そうした場合に保険が今までどおり国保だったら3割負担とか2割とかいろいろありますね、その今までの負担料よりも安くできるのかどうか、そういうことがやっぱり分からないと、分かったほうがやっぱり患者さんも安心できるし、そういうこ



とで、そこら辺はまだ不透明ということですか。そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

医療費につきましては、新型コロナウイルス感染症というふうに医師の診断が下りますれば、指定の感染症ということで、公費で診てもらえるというふうなことはお聞きしているんですが、その発熱外来の時点ではまだ確定、陰性かどうかまだ分かりませんので、そこに関しましては、これまでどおりの診療でないかなというふうには考えておりました。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村としては、やっぱり自己負担分ぐらいはやっぱり助成すべきだと考えておりますので、そこら辺はもう一度、何回も同じようなこと質問で申し訳ないですが、そこら辺もうちょっとお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症という陽性の判定を受けた方に関しては指定感染症ということで公費、負担なしでできるということで、それ以前のまた医療費、診療につきまして医師のほうでの判断になりますので、その負担は発熱外来に行ったときの負担ということかと思いますが、そちらに関してはこれから検討させていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 自己負担分はこれから検討委員会で検討して方針出すという話だったんですが、やっぱり発熱、ちょっとそこまで言ってもなんですが、つまりそういうふうにやっぱりすべきなんだと思いますけれども、そこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

じゃ、以上でちょっと時間は早いんですが、3つ質問終わりましたので、終わりたいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了しました。

ここで暫時休議いたします。

2時半まで休みます。

（午後 2時16分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） 一般質問を通告どおり2点ほどさせていただきます。

最初、1番目、新型コロナウイルスの対策と災害時における対応について。

現在、国は新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言を全面解除したが、住民の中では依然として感染の不安が残っている。村としては、このような住民の不安を払拭するために今後どのような対策を考えているのか伺いたい。

また、このような状況の中で万が一台風や地震が発生した場合、住民は避難しなければならない。避難所に多くの方々が集まり、いわゆる3密の状態が起こることが予想される。このような場合、村はどのような対応予定なのか、避難所の運営に関する資料を提出の上、村長の考えを伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

国において新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言は全面解除となりましたが、再度感染が拡大するおそれがあるため、引き続き村民一人一人に基本的感染対策である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底をお願いし、国の示した「新しい生活様式」の定着に向けて啓発を実施していく考えであります。正しい情報を発信することにより、正しい知識を得ていただくことが村民の不安の解消につながると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症が収束しない中においても、災害のおそれがある場合や災害時においては、命を守るために適切な行動を取る必要があります。5月27日に開催した駐在員会議におきましても、出水期を迎えるに当たり、災害時の行動について説明し、避難に当たって密な状態となることも懸念されることから、安全な場所の親類や知人宅への避難も考えていただくようお願いしたところであります。

村といたしましても、避難状況から避難所の増設も考えており、避難に当たり、体温測定や健康状態の聞き取り、消毒液の設置や一定の距離を保つ配置などの飛沫防止対策、換気などにより感染予防に努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そこでお聞きしますが、天栄村はPCR検査というのは行ったのか、また、行った場合はどのような順序、あと、どのような指示で行ったのかお聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、村で行っているものではございませんので、県中保健所のほうで行っております。村のほうで情報が入ってまいりましたのは、5月に入ってからなんです。県のほうで検査に入りますというアナウンスが入り始めたのは5月に入ってからなんです。そこから4件検査に入りましたという情報は入っております。その後、全て陰性でしたというご連絡が入って、現在のところも感染者はいないという状況でございます。

すみません、続けさせていただきます。

村にそういった問合せがありました場合にも、村でやるものではございませんので、専用の0120のフリーダイヤルで県中のほうにつながる電話がありますので、そこでご相談いただいてから、PCR検査がいいのか、その辺の判断をしていただくような案内のほうを回して、今、村とすれば、そういった情報を皆さんにお伝えして検査になる前に、まず相談していただくということを促している状況です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 4名の方がPCR検査を行ったということなんですけれども、私の聞きたいのは、それは例えば須賀川のあるお店で、そこに行った関連のある人とか、そういう方が濃厚接触だということで検査をしたのか、それとも天栄村から何名かをピックアップしてしたのか、その辺を聞きたかった。その経緯はどのようにして、どのような順序でやったんですかということを知りたいんです。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

PCR検査の情報につきましては、県中保健所のほうで把握はしておるんですが、村のほうにはどういった経緯で検査に行ったかとか、どの辺の方がどういった、その中身については一切情報が流れてこないことになっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） ということは、保健所のほうから濃厚接触のある可能性があるということで、村のほうには何の連絡もなくて、そして須賀川の保健所のほうからその人のことピックアップして検査した結果が天栄村には4名の方を検査しましたと、そういう報告を受けたということよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃったとおり、県中からの連絡がこれまで4件入ったという状況です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、抗体検査というのもあるみたいなんですけれども、この抗体検査というのやっぱり同じその須賀川のほうの保健所のほうから、今の話を聞くとそういう順序、抗体検査というのは実際、天栄村では抗体検査は実施したという連絡は来ているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

抗体検査については、そういった情報は一切こちらでは入ってきておりませんし、抗体検査をやっているというちょっと状況もまだこちらでは分からない状況でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、3密ということで、私、例えば今の新型コロナウイルスの最中に大雨、台風、大水が出て、千葉県みたく電線が倒れたり、電柱が倒れたり、はっきり言えば電源が来ないという場合、あとはそのときに村はどのような対応をするんだか、その避難民が出た場合に、前例ですけれども、前の東日本大震災のときには湯本ですか、あと牧本小学校、あと天栄体育館、何名ぐらいの方が避難したかお聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北畠さつき君。

〔住民福祉課長 北畠さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北畠さつき君） お答えいたします。

この3密を避けるという状況で避難所を運営するに当たりまして、こちらのほうでは、先ほど村長のほうの答弁にもございましたが、感染予防のための準備はしておるところでございますが、電源……

○8番（熊田喜八君） 私の聞いているのは、東日本大震災のときに湯本のときには何名ぐらい避難して、牧本小学校は何名避難して、そして体育館の場合は何名の人数が避難したかということです。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

東日本大震災におきまして避難された方につきましては、各地の集会所並びに小学校など20か所に避難者約300名ほど避難しております。また、湯本での震災につきましては、ただいま把握しておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 湯本の支所長は分かりますか、その大震災のときに、大体、湯本の場合はあれですか、小学校、中学校に避難したんですか。あと、牧本の場合はどこに避難して、その大ざっぱに300名というのは聞きましたけれども、湯本で何名、牧本地区はどここの地区で何名、あと、広戸、大里の場合は体育館ということで何名と、たしかあのときには、集会所の場合は大山団地の場合は、ここは避難民でないので、体育館のほうに行ってくださいと言ったんですけれども、集会所のほうに2名の方ほど避難して帰らない方がいたんですけれども、そういうのは別として、一応避難民として避難した場所と、あと人数を把握した、だから、湯本、牧本、広戸、大里地区に分けて、その大ざっぱでなくて、ここに何名ずつということを知りたいんです。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時43分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時45分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

震災当時の資料につきましては、年数も経過しておりますし、資料についても倉庫の奥のほうにあるものですから、かなり時間を要すると思いますので、結構時間をいただきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 説明資料の中では間仕切りなんかもありますけれども、これ私のこれから聞きたいのは、夏場に来ると、あと冬に来る場合あるわね、そうするとき夏場の場合は冷房の場合、冷房の場合には結局は停電になった場合には、どのような対応を考えているのか。例えば、冷房用のガソリンで使う電気とか、ガスで使う電気起こすとか、そういうことを考えているのか。停電になった場合のときですよ。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

災害の状況によっても、夏場でありますとか、冬場でありますとか、内容については変わってくるかと思いますが、まず冷房等に関しましては、かなりの電力が必要になってくるこ

とから、停電の際には通常の発電機ではなかなか賄えないというふうに考えております。

また、冬場につきましては、自家発電等の機械でもなかなか運転ができないかと思われま  
す。こういったために、できるだけ避難者の方には毛布等防寒、そういったものの準備をし  
ていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 冷房の場合はもう対応できないということで、あと、暖房の場合は結  
局は対応するというのは、今の石油ストーブでも電源がないとつかないです、家庭の場合は、  
集会所の場合も。そういう場合は、ガスで電気起こすとかそういうことはまだ考えていない  
ということですね。現在はそういうことは考えていないということによろしいですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現在の状況ではそこまでを想定しておりませんでしたので、今後そういったことを加味し  
ながら、対応を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そのときに、夏の場合はベッドとかいらないですけども、今、神田  
産業で段ボールでできるベッドとか、今の羽田飛行場なんか辺りもその直ではということで、  
段ボールの箱でやっているとか、あと仕切りをやっているとかということ、そういう対応は  
考えているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

段ボールベッドにつきましては、一部神田産業さんのほうからご寄附をいただいたものと、  
あと村のほうで購入したものが何台か用意してございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 何台かでは分かりません。例えば湯本地区にはどのぐらいの個数、牧  
本地区には幾ら、大里、広戸の場合は体育館ですから、その場合はどのぐらいの箱を予定し  
ていますとか、このぐらい対応できますとことこの答弁が欲しかったんです。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

湯本支所のほうに10台、本庁管内のほうに20台を準備しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、前回の東日本大震災のときには300名という、これ個数がありにも少ないので、もう少し多くする考えはあるのかないか、村長にお聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この段ボールベッドにつきましては、昨年、台風19号で湯本地区および本庁管内においても避難者がおりました。特に、湯本地区については高齢者が多いというようなことで、当時は段ボールベッドが1台もございませんでした。その中で、職員が湯本支所にある雑誌、本等を重ねてベッドのような状況を作って、そこで過ごしていただいたというようなことでございます。

足腰の悪い方、あとはその健常な方であれば、段ボールまでは必要ないかと思っております。今回新型コロナウイルス感染症の予防としましては、間仕切りがあっただけでも全然その効果があるというようなことが言われておりますので、こちらについては、その段ボールの間仕切りの手配もする考えでおります。

今後、今、村である段ボールベッド、30台でございますが、もう少しは確保はせざるを得ないかなというふうな考えでおります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく避難する方は高齢者が多いということなので、立ち上がり方が不便な方とか、あと足とか腰に負担のある方が多いと思います。まして、天栄村の高齢者はもう70歳以上が1,000人以上超えている、80歳以上が600人ということなので、この方が恐らくコロナ対策と、あと、このまた災害、今50年に一度とか100年に一度というような大雨が毎年来ているような状態なので、そういうときの対策のために村のほうもしっかりやってもらいたいと思います。

あと、もう一点ですけれども、下水道を調査すると、コロナウイルスの菌が1週間ぐらい前にコロナかかる前に、1週間から10日ぐらいに下水道で分かるというような、この前マスコミで言っていましたけれども、そのこと執行部のほうではそれ知っていますか、そのことは。もし知っていたら、今後どのような対応するんだか、まして特老とか、小・中学校、あと保育所、そういう場合には、そういうことを対応する考えがあるのか、そしてその下水道のかかる経費というのは、どのぐらいかかるとかそこまで調べているかお聞きします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今のおたがしでございますが、近隣でそういった研究をしているところには聞いてみたん

ですが、この辺ではそういったことはやっておらないということでございました。これはあくまでも県の指導とかに基づいて行っているものということで、都内のほうでは一部大学の先生とかがやっていらっしゃるようでございますが、この辺ではまだそういったことが行われていないということで、金額につきましても、まだ分からない状況でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ四、五日前にテレビでやったもので、まだ県のほうにも来ていないということで、まだ村のほうでも把握していないということなんですけれども、その場合には、もし一番かかりやすいのが高齢者、まして特老、あと今度は保育所とか、結局はクラスターですね、クラスター対策のためには、結局は保育所とか小・中学校の場合は、コロナにかかる前に、その下水道を検査すると、1週間から10日くらい前に下水で分かるというようなことをマスコミで言っていましたので、それが村のほうでもそれを把握しているか、把握していた場合には、金額はどのくらいかかるのかとお聞きしたかったのですが、今の答弁ではまだそこまで県から村のほうにはそういうこと来ていないということなので、今後そういう場合にはどのくらいの費用がかかるのか、そしてもし特老とかクラスターというのは、やっぱり3密のところ、特老とか保育所、幼稚園、あと小・中学校の場合は、週に何回、1か月に何回くらいやればいいのかというのも、もし分かったら後で、県のほうからあったときで結構ですから、お知らせしてもらえればありがたいと思います。

あと、コロナに関しては、ほとんど2名の議員の先生方が質問しましたので、私はあとはコロナに関しては、これで終わります。

2点目、小・中学校の統合について。

昨年、教育委員会では、小中学校のあり方検討委員会を開始し、保護者を対象としたアンケート調査を行い、その結果をもって村長に答申したところである。そこで、アンケートの調査の結果についての資料を提出の上、小中学校のあり方検討委員会とその後の設置された小中学校統合委員会のその議論と経緯を教育長に伺いたい。

また、答申を受けて今後どのように進めていきたいのか、村長の考えを伺いたい。

○議長（服部 晃君） 教育長、久保直紀君。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） お答えいたします。

小中学校のあり方検討委員会は、昨年度3回の会議を開催し、小中学校の規模及び配置に関する基本的な考え方と適正化のための具体的な方策について保護者等へのアンケートを基に議論を重ね、本年2月に答申をいただいたところであります。

お手元にお配りいたしましたアンケートの結果について、統合に関する部分を申し上げますと、「統合はやむを得ない」と「統合すべき」を合わせますと、70%を占めております。



あり方検討委員会においては、今後の校舎の老朽化や児童生徒数の推移を鑑み、多人数の中で切磋琢磨しながら学ぶことができ、クラス替えのできる学級規模となるよう、広戸小学校、大里小学校、牧本小学校を統合すること、また、湯本小学校においては、通学距離の課題や湯本地区に移住、定住された保護者の願いもあることから、今後も存続させることで意見がまとまり、答申をいただいたところであります。

本年度には答申を受け、新小学校の開設について協議するため、5月に「天栄村立小中学校統合委員会」を立ち上げたところであります。

統合委員会は有識者として、福島大学特任教授の天野和彦先生を委員に迎え、議員代表、村駐在員代表、校長会代表、学校運営協議会委員代表、保護者代表の総勢19名によって構成されております。

第1回の天栄村立小中学校統合委員会は、新型コロナウイルス感染防止のために書面開催といたしました。第1回の協議では、統合小学校の校舎建築を考える上で大切にしたいこと、校舎の構想であります、大切にしたいことや新校舎を建築する位置について意見や要望を委員に求めております。

また、保護者と教職員を対象にした新校舎建築に関するアンケート調査について検討していただいているところであり、現在委員の意見を集約し、6月中のアンケート実施に向け準備を進めているところであります。

このアンケートの結果と委員から提出された意見を基に、新校舎建築の基本的な考え方を取りまとめてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今ほど教育長から答弁がありましたように、統合につきましては、まずは天栄村立小中学校統合委員会において委員の皆様や保護者から様々なご意見を頂戴し、議論を深めていただきたいと考えております。その内容を基に、子どもたちへの望ましい学習環境の整備や新校舎建設の立地箇所や通学方法の確保などの具体的な方策を早急に決めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私もこの検討委員会の中には入っていたから、資料は分かっていたんですけども、その後の経過についてですけども、統合委員会に対して今はこのコロナ対策で、今文書でやり取りしているっていうことなんですけれども、結局、検討委員会の中でもやっぱり執行部のほうの考え方が、実際のこと言っても、湯本小学校が入学生がゼロになってみたり、人数が完全に統合しなくちゃならない状態であっても、やっぱり一人でも湯本小学校でやりたいという父兄の方もおりましたけれども、私は実際には統合には賛成なんです

けれども、今現在、統合は例えば、湯本小学校と牧本小学校と統合、大里小学校と広戸小学校の統合、そういうふうに考えているのか、また一貫として湯本、牧本、広戸、大里の4つの小学校を一括でやりたいのか、その辺の考えはどのように思っているのか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

昨年のあり方検討委員会の中でも段階的な統合も一例として、検討して議論を交わした経緯がございます。その中でやはり段階的に統合をするとすると、子どもへの負担が大変大きい、それと段階的にとすると、2回統合するような子どもがいる場合には、ジャージが変わったり校歌も変わったりと、それと保護者にかかる負担も大変なものがあるということと、あと引っ越し作業であったり、ものすごい村の支出の金額もかかるということで、やはり統合委員会の中でもそういった段階的な統合は避けるべきであろうということで、答申の結果に、内容になったものでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 牧本小学校、あと大里小学校、あと広戸小学校、これも老朽化が進んでいます。そして、牧本小学校も将来的には複式学級になります。この前の検討委員会の調査の結果では。そうすると今現在は、村長は何年ぐらいの計画で、例えば湯本と牧本小学校の場合は何年後ぐらいに統合の計画しているんだか、広戸小学校と大里小学校の場合は何年ぐらいの目安で統合を考えているのか、それを最初にお聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この統合の新しい学校の設置年度につきましては、今現在、統合委員会のほうで、今意見交換をしているところでございますので、そちらから、統合委員会から答申をいただいた中で今後について私は検討してまいりたいというふうなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私から言わせると、村のほうから教育長にお願いして検討委員会を設置して検討委員会をして、そしてその検討委員会の結果を村長に答申して、その答申した結果が今度は統合委員会というものを設置したということは、結局は村はある程度の考えを持って検討委員会を設置したと思います。ということは、村もある程度の考え、例えば、私はそのときにこれは実行するまでには五、六年かかりますよとは委員の方には言いました。でも、私の考えはそのときの湯本は別として、牧本、大里、広戸小学校が老朽化しているので、いずれ改築しなくちゃならないということは、いずれ小学校は1つの小学校になるようにな

るんじゃないかと思います。なぜかという、将来的には広戸小学校も複式学級になるということ。ということは、1つの小学校、天栄小学校ということが最終的目的だと思うんですけども、村長はやはり村として結局は、最初は湯本小学校と牧本小学校の統合、あとは大里小学校と広戸小学校の統合ということを2年後か3年後に考えて、その結果、今度は各牧本小学校、広戸小学校、大里小学校は老朽化するために改築する予定は何年後に来るので、そのときには天栄小学校として、何年後には、10年後になるかそれは分かりませんが、ある程度のそういう考えを持って、検討委員会の中の方々にも結局村としての考えをある程度提示しないと、本当にお子さんたちが今学校にいる自体じゃなくて卒業した後の結果だと思います、出るのは。

その辺をはっきり村のほうもある程度の方針というんですか、こういう考えで検討委員会を設立して、今度はその検討委員会の結果が統合委員会のほうにお願いしているんですけど、ある程度の筋道を通してやらないと、これ進まないんじゃないかと思う。その辺は、村長は実際に本当はどういう考えでいるんだか、どういう計画で進めたいんだかということのある程度の指示を、指示というと失礼かもしれないけれども、ある程度の案というのを出さないと、なかなかこれ一般の父兄の方々では結論というのは出ないと思うんですけども、その辺の考えは村長どう思いますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この統合につきましては、当初、学校のあり方検討委員会、議員がそこに委員として加盟して、委員していろいろとご相談をいただいた会の中でも私もより多くの方々からご意見をお聞きして、子どもたちによりいい教育環境作りに努めてまいりたいというようなことで、この中で牧本、広戸、大里、これは1つの小学校としてというようなことで答申もいただきました。湯本小学校は残すというようなことでございます。

これについて、今後はこの統合の委員会でございますので、まず場所がどの辺に造るのか、そういった今度ご意見もいただいた中で、この次のステップに私は判断をしてまいりたいというような考えでおります。

何度も申し上げますように、これが決まったからといっても、すぐ学校の建築に当たれるわけでもございません。文科省や様々な各省庁の補助等々も見つけながら、ここに当たってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今度の質問で質問しようかと思ったことを答弁されてしまったので、結局は最終的には、村長は今、答弁は湯本小学校と牧本小学校の統合と、あと広戸小学校と

大里小学校の統合は何年ぐらいの間にしたいんだと、そういう答弁はもらえませんでしたけれども、その後、今度は牧本小学校も広戸小学校も大里小学校も老朽化して、いずれは新しい新築の校舎を建てなくちゃ駄目だ、そのときには結局どこに敷地を用意するか、稲田中学校みたいに、一貫校にするんだとかいろいろな考えあると思います。

そういうことをこれから聞こうと思ったんですけども、そうすると今度は土地の買収も出てきますよね。そういった場合には小学校を、まだ村長に前のまだ答弁をもらっていないんですよ。その湯本小学校と牧本小学校の統合はどのぐらいの期間にしたいんだとか。あと広戸小学校と大里小学校は何年ぐらいにしたいんだと、ある程度案は持っているんですか、ある程度案がなければ、統合委員会のほうも幾つか案をありますよね、結局一緒に一括でやるか、最初は湯本と牧本とやって、広戸と大里とやって、それが2年後か3年後に。これはこの場合、来年でもできると思いますよ。牧本と湯本の場合、広戸小学校と大里小学校はやる気だったらば、来年でもこれは可能だと思いますよ。

ただ、その後、今度は牧本小学校と湯本小学校、牧本小学校と大里小学校と広戸小学校は結局は老朽化して廃校になる時期が来るんですよ、この前聞いたら年数的にあと10年かそこらで。その前に考えなくちゃ駄目だということですよ。そのことをある程度の、村として案ですよ、こうしてくださいじゃなくて、村のほうはこういう案があるんですよということのある程度のことを示してくれないと、その統合委員会のほうもなかなか進まないと思うからその質問していたわけであって、その辺の村長の率直な案はこう、私の考えはこういう案ですかと、それ案はあるんですか。あった場合には、教育委員会のほうからある程度の村としてはこれがあるんですよということを示さないといけないんじゃないですかということ質問しているんです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

学校のあり方検討委員会からの答申といたしまして、この段階的な統合は子どもたちの教育環境にはあまりよくないというようなことで答申もいただいた中で、3つの小学校、段階的に、じゃ、湯本小学校と牧本小学校、大里小学校と広戸小学校、そういう統合の仕方は子どもたちの教育環境にはよくないというようなことで、お話を私も一案としてはありましたが、それは教育環境としてはよくないというようなことでありましたので、提案とすれば3つの小学校、牧本、広戸、大里小学校を1つの小学校、湯本小学校は低学年、距離も遠いというようなこと、あとはせつかく湯本に移住してきた方、この次もまた小学校に入学する子どもがいるというようなことで、そこは存続させましょうというようなことの私は認識で、次はこの3つの小学校、あとは天栄中学校と湯本中学校、今後どのような方法で取っていく

かというようなことで、これも保護者の方々、あと子どもたちのよりいい教育環境というようなことでお話をいただいているところでございますので、段階的な統合はないというようなことで、まずはこの3つの小学校の統合、それについて場所の選定などをしていただいて、その中で方向性を決めていきたいというようなことで考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長としての案は、湯本小学校はあくまでも残して、そして牧本小学校、大里小学校、広戸小学校の統合ということで考えているということよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今ほど村長がお答えした内容につきましては、あり方検討委員会からの答申に基づいて、もう一度あり方検討委員会の答申内容をかいつまんで説明いたしますと、答申の中で湯本小学校においては通学距離の課題や湯本地区に移住定住された保護者の願いもあることから、今後も存続させ、同施設内に湯本幼稚園を継続させて併設されたい。中学校においては、令和5年度に湯本中学生生徒がゼロ名となることから、行政と湯本地区の方々や保護者等が熟議する場を設け、児童生徒の思いも反映させながら、早急に湯本中学校の存続や統廃合について議論を出すようにされたいと。そして、小学校においては、広戸小学校、大里小学校、牧本小学校を統合されたいという答申の内容になっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると湯本中学校はゼロになるということで、湯本中学校はどうなるんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

湯本中学校におきましては、現在1年生に2名、それから2年生がゼロ、3年生が2名、合計4名の生徒が在籍しております。今後、3年間にわたり入学者がゼロとなることから、令和5年には湯本中学校の生徒数がゼロになってしまうという状況が予想されます。

それで、令和5年には状況によっては一旦休校、もし今回存続させるということで結論出した場合には1年間休校して、次の年にまた入学者が令和6年には2名入る予定でございますので、学校を令和6年には再開という形でということも一つの流れになっております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 湯本中学校の場合は、休校ということを考えていると、あくまでも湯本小は残す。でも、湯本小学校の場合がたとえ1名であってもそのまま継続するということ

で解釈してよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

1名であっても存続するという結論ではなくて、その万が一、1名になった場合には、その保護者や地域の方の状況も聞き取りをしながら、状況を精査して検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長にもう一度お伺いします。その湯本中学校が休校にする、そして今の湯本小学校は継続する。でも、その子はやがては今度は中学校に行った場合には天栄中学校に来てもらうということではよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほど教育課長から答弁がありましたように、令和5年には湯本中学校は生徒ゼロになるというようなことで、選択肢の一つでございます。それになった場合、その次、今小学校にいますので、またその子がじゃ中学校に来たいというような話があれば、また存続させる意味合いで休校と、もう一つはもう天栄中学校に合併と、統合というようなこともありますので、それは選択肢の一つで、まだそれは決めたわけではございません。

学校の統合委員会の中でいろいろ意見を出していただいて、地域の方々、保護者の方々、ご意見を聞いてそのことを決めていくというようなことでございます。小学校につきましても、まだ幼稚園にも今2名いますし、そこのご家族、また下の子が生まれたりしていますので、今後も住み続けたいと言っておりますので、幼稚園、小学校については、まだ継続できるものと思っておりますが、今後については、保護者の方々、地域の方々のご意見をいただきながら、あとはその統合委員会の皆様のご意見をいただいて決めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 検討委員会の中で結局は小学校の場合は、スクールバスを活用すればよろしいんじゃないかということだったですけれども、小学生の場合は、あまりにも通勤の体力が大変なので、結局湯本小学校は存続してもらいたいというような意見があったと思います。

だから、体力的に約35キロぐらいあるんですか、ぐらいの距離があるので、体力的に小学生はこちらに来るのは大変だというような話も出たのは私も知っておりますけれども、鳳坂

トンネルが開通した場合にはそんなに負担はかからないと思うんですけども、私の考えを申しますと、もう湯本小学校も統合の一環に混ぜたらと思うんですけども、あくまでも村長は湯本小学校は継続という考えは変わらないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今の時点では学校のあり方検討委員会の方々から答申がいただいたように、湯本小学校については、今住んでいる子どもたちの教育環境にとって重要なところでございますので、存続すべきというようなことで、私もその意見に同調しております。

今後については、またいろいろと意見交換をしながら、方向性は決めていかなければならないと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長はこの資料見えていますよね。そうすると、学校の統合についてお考えをお聞きしますというと、1つの統合というのが102人、50%近いんですね。そしてそれに対して、段階的に統合して1つの統合にしたいというのが15%ということは、村民の過半数以上がやっぱり1つの統合が好ましいと考えているということをお村長はご存じと思うんですけども、実際にこの統合というのは、今の話している時点であっても実際にこれは統合とかそういうふうになる時点というのは、さっきの村長が言ったように、その土地の買収なり土地の確保するためにも時間もかかると思うことから、恐らく最低でも5年ぐらいかかりますよと私も言ったんですけども、5年、10年の計画と思うんですけども、ある程度のやっぱり今後のこと考えて、村のほうの考えをちゃんと示して、その後の、今度は統合したときに空き校舎を、廃校の校舎をどうするかということも、そのまま壊すのか、それともある方はそこに老人ホームを作ったらどうだという方もおりましたけれども、執行部のほうは廃校後の、今の村長に聞いても仕方がないのかな、それは10年後の話だから。そういうことも一応聞いておきます。廃校後はどういう考えでいるのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

なかなか、その5年後、10年後、先についての廃校の利用というようなことで、まだ統合しますよというようなことで決まりまして、今後議員がおっしゃるように予算立てをしたり、その場所の選定等々かかりますので、5年、10年後のことを今から先走ってはなかなか言えませんので、ただし様々な利活用はあるかと思えます。地域の方々とそこはご相談しながら、よりいいものとして利活用できるように進めてまいればと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 最後に廃校後の跡地の活用というのに入っているんですよ、そのアンケートに。このアンケートというのも、実際はそのときに私が提案したものなんですよね。とにかく村民のアンケート取ってくださいって、ここで議論するよりも、村民のアンケートを取って、それに基づいて協議いたしましょうということで、実際には検討委員会のときに私がそのアンケートを取ってくださいと、村民のアンケート、保護者のアンケート取ってそれに基づいて進めたほうがよろしいんじゃないですかということで、アンケート調査取ったんですけれども、私の言いたいのは、とにかく部活とかなんかやるときに、結局やりたくともやれないとか、10名とか9名とかって人数のそういう部活動ができないということと、あとやっぱり実際に少人数でやったほうが成績が上がるという方もいますけれども、普通の20人から30人体制のほうの学校が普通の学校はそうですよね、普通の学校生活をしてもらいたいということが私の考えでありましたので、私も実際のこと言うと、十何年前にこの質問しているんですよ、統合問題について。

そのときには、村のほうはそういう考えはないということでしたけれども、実際、私はそのときに大里小学校が複式学級になるということで、今の現在の住宅団地ですか、団地を建てたのが大里小学校が複式学級になるということで建てた10棟の団地なんです。それに村外で2名の子どもの優先する方が優先ということで、村外の方があそこに入ったということなんです。それはここで別なことなんですけれども、そういうことなんです。

それも結局は大里小学校の複式学級を回避するためにやったことなんです。でも、結局はその子は6年しかいないんだから、6年過ぎると中学校に行くんだから、何の意味もないんですよと、私はそのときには反対討論というわけじゃないけれども、そのような質問したんですけれども、結局は20棟の家を建てたということなんですけれども、まとめに入りますけれども、村長の実際のこれからの進めていきたい、あと検討委員会のほうにはこういうふうに進めてもらいたいとか、教育長のほうには村としてはこのような考えを持っているというのを実際に案で結構ですから、私の考えはこういう考えで、例えば敷地問題もどの辺のほうが、例えば小中学校の一貫校にしたいとかいろいろの考えがありましたら、最後の質問ですけれども、村長の計画と考えを案として答え、お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私から申し上げているのは、より多くの皆様の声を聞きながら、そして、子どもたちにとってよりいい教育の場でなくてはならないと、そしてまた、幼・小・中連携が取れる、そのような学校であってほしいというようなことはお伝えしております。



○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 案というのではないということないでしょう。だって、村長が教育委員会に答申して統合委員会まで設置してもらっているんですから、何も案もなく、ただ検討委員会とか統合委員会を設置したんですか。

何かやっぱり自分の村長の思いがあるんでしょう、学校に対してこういうふうにした、こういうふうにしたって思いがあるから検討委員会なり統合委員会を設置したんじゃないんですか。何も案もなく皆さんにお任せします。皆さんの決まったことでよろしいんですかってそういう考えでいるということなんですか。何か村長の案もなければ、策もなく検討委員会やっているんですか。何か私、全然納得いかないんですけれども、ある程度の村長の私の実際の考えはこういう考えで、こういう考えで答申したんですと、検討委員会のほうに。何か村長の答弁聞いていますと、皆さんが決まったことに対して、それに対してよりベストなことを望んでいますというだけであって、村長、何の案もなければ何の策もなく検討委員会を作ったんですか、答弁してください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、この少子化問題、今ほど議員がおっしゃったように、複式学級の回避というようなことがあります。また、あとはいかに子どもたちによりいい学びの場を設けていただくかというような話もさせていただきました。

場所の選定については、統合委員会で決めていただくべきものだと私も考えておりますので、その中でいろいろご提案をいただいた中で、最終的には判断をさせていただきますが、今から全て決めてしまったらば、何のその委員会でご意見を頂戴するか分かりませんので、私が申し上げたのは、子どもたちにとってよりいい教育の場、環境作りだと、そこをしっかりと伝えてありますので、その中で答申をいただいた中で、今後の方向性、学校のものについては進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長の言うのは、私の案というのはあってもそれは言えない、ただ皆さんに検討委員会、統合委員会で決まったことに対して、その方向で進めますということだと思いますということですね、分かりました。これ以上はもう質問はしません。

では、これで私の質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、これにて散会いたすことに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時38分）

6 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和2年6月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和2年6月11日（木曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 報告第 1号 令和元年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について  
日程第 2 議案第 1号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 3 議案第 2号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 4 議案第 3号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 5 議案第 4号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を  
変更する連携協約の締結に関する協議について  
日程第 6 議案第 5号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 7 議案第 6号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 8 議案第 7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 9 議案第 8号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について  
日程第10 議案第 9号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第11 陳情審査報告  
日程第12 各委員会閉会中の継続審査申出  
日程第13 表彰状伝達  
日程第14 議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について  
日程第15 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出につ  
いて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 大須賀 溪 仁 君 10番 服 部 晃 君  
欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山 晴 路 君
企 画 政 策 課 長	熊 田 典 子 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	櫻 井 幸 治 君
建 設 課 長	塚 目 弘 昭 君	湯 本 支 所 長	星 裕 治 君
教 育 課 長	関 根 文 則 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 山 富 美 夫	書 記	石 井 大 輔
書 記	森 步		

---

### ◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（服部 晃君） 日程第1、報告第1号 令和元年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 報告第1号 令和元年度天栄村繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、令和元年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和2年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

一般会計、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

6款農林水産業費、1項農業費、ため池ハザードマップ整備事業100万円、繰越額、同額でございます。県支出金90万円、一般財源10万円。

地籍調査事業1,219万3,000円、同額でございます。県支出金973万5,000円、一般財源245万8,000円。

2項林業費、ふくしま森林再生事業9,582万2,000円、同額でございます。県支出金8,085万8,000円、一般財源1,496万4,000円。

治山整備事業1,800万円、繰越額1,800万円、同額でございます。県支出金797万3,000円、

一般財源1,002万7,000円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業8,200万円、繰越額3,200万円、国庫支出金1,560万1,000円、一般財源1,639万9,000円、一部年度内完了によるものでございます。

9款消防費、1項消防費、避難所空調設備整備事業1,713万8,000円、繰越額、同額でございます。地方債1,710万円、一般財源3万8,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業1億1,900万円、繰越額、同額でございます。県支出金9,468万2,000円、地方債870万円、一般財源1,561万8,000円。

林業施設災害復旧事業1,500万円、繰越額、同額でございます。県支出金1,100万円、地方債150万円、一般財源250万円。

2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業6,000万円、繰越額5,500万円でございます。国庫支出金2,900万円、地方債1,190万円、一般財源1,410万円、こちらは額の確定によるものでございます。

合計4億2,015万3,000円、繰越額3億6,515万3,000円、国庫支出金4,460万1,000円、県支出金2億514万8,000円、地方債3,920万円、一般財源7,620万4,000円。

説明は以上でございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北島さつき君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第4号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第4号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月27日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村後期高齢者医療に関する条例（平成20年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号の次に次の1号を加える。

7号の2、広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

改正の理由についてご説明いたします。

福島県後期高齢者医療広域連合は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項の規定により、傷病手当金を支給することとし、支給に当たり福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を令和2年4月27日に公布、同日施行することとしました。

これに伴いまして、市町村の事務におきましても、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務が新たに加わったこととなったため、天栄村後期高齢者医療に関する条例を一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、説明資料の1ページの新旧対照表をお願いいたします。

村において行う事務の内容を規定しております第2条におきまして、第7号の次に広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。県の広域連合は、この条例の改正について4月27日付で専決処分を行っており、本村においても同様の扱いとするため、同日付で専決処分を行ったものであります。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。



これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第2号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第5号 令和2年度天栄村一般会計補正予算について。

専決第5号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,441万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億6,881万7,000円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年4月30日、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5億6,441万

7,000円。内訳でございますが、特別定額給付金事業としまして事業費の補助金対象者5,561人分、5億5,610万円でございます。事務費補助金としまして831万7,000円を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、11目特別定額給付金給付事業費、補正額5億6,441万7,000円。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連としまして、1人一律10万円を支給する事業としまして、給付金を給付するための経費でございます。

3節給与手当等につきましては、申請交付に伴う職員の手当としまして、時間外勤務手当74万6,000円、特別勤務手当21万6,000円を計上しております。

10節需用費としましては、消耗品費としまして申請交付事務に伴う消耗器材としまして78万円、チラシなど申請書印刷のための帳票印刷費としまして66万円を計上したものでございます。

11節役務費としましては、申請等郵送に伴う郵便料としまして72万9,000円、口座振替手数料としまして20万円を計上したものでございます。

12節委託料につきましては、交付対象者の抽出、データ作成入力などの電算委託料としまして446万6,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料につきましては、事務機器といたしまして複写機の使用、またパソコンの使用など、複写機としましては22万円、パソコン等の機器の借り上げとしまして30万円ほど計上しております。

18節負担金、補助及び交付金でございますが、特別定額給付金としまして4月27日を基準日といたしまして、住民基本台帳に記録されている村民5,561人分としまして5億5,610万円を計上したものでございます。

専決処分の理由でございますが、特別給付金につきましては、感染拡大防止に留意しつつ迅速に家計への支援を図るというふうな制度でございます。このため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、補正予算の専決処分を行ったものでございます。

説明は以上でございます。ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第3号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 小山富美夫君登壇〕

○議会事務局長（小山富美夫君） 議案第3号 天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の農業委員会委員に次の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字女神26番地。

氏名、佐藤光榮。

生年月日、昭和29年8月16日生まれ。

住所、天栄村大字下松本字要谷46番地。

氏名、松崎兵一。

生年月日、昭和27年6月16日生まれ。

住所、天栄村大字大里字新沢26番地1。

氏名、常松栄。

生年月日、昭和30年3月26日生まれ。

住所、天栄村大字大里字南沢115番地。

氏名、石塚繁男。

生年月日、昭和29年12月8日生まれ。

住所、天栄村大字白子字中屋敷16番地。

氏名、塩田善大。

生年月日、昭和52年4月26日生まれ。

住所、天栄村大字飯豊字宮ノ前29番地。

氏名、小針重男。

生年月日、昭和29年10月8日生まれ。

住所、天栄村大字高林字東5番地5。

氏名、円谷要。

生年月日、昭和29年6月8日生まれ。

住所、天栄村大字柿之内字沖内10番地。

氏名、内山正勝。

生年月日、昭和24年11月11日生まれ。

住所、天栄村大字湯本字居平2番地。

氏名、佐藤正尉。

生年月日、昭和24年4月26日生まれ。

- 議長（服部 晃君） ここで地方自治法第117条の規定により、2番、円谷要君の退席を求めます。

〔2番 円谷 要君退席〕

- 議長（服部 晃君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

- 村長（添田勝幸君） 提案理由を申し上げます。

天栄村農業委員会の委員につきましては、現委員の任期が本年7月19日をもって満了となることから、新たな委員を選任することについて、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回ご提案申し上げた方々は、いずれも農業に関する知見を有し、農業委員会の所管業務を適切かつ公正に行っていただける方々であり、農業委員会の委員として適任であります。なお、9名のうち7名が新任、2名が再任となるものであります。それぞれの略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

ここで2番、円谷要君の復席を求めます。

〔2番 円谷 要君復席〕

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第4号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） 議案第4号 郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関し協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約。

郡山市と天栄村が締結した平成31年1月23日付連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表（第3条関係）3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組、5 災害対策・住民の安全安心確保の項内容の欄中「災害に備えた相互応援体制の構築や、」を「災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災力の向上、減災・防災体制の強化等、」に改める。

提案理由をご説明申し上げます。

現在、郡山市を中心とした16の市町村において、連携中枢都市圏形成に係る連携協約が締結されております。今回の変更は、近年の災害状況及び昨年度の台風19号の災害状況を踏まえ、災害対策として広域的に連携する重要性が高まっていることから、連携協約を一部変更し、災害発生時に広域連携による迅速な支援を行うようにするものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第5号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） 議案第5号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例の一部を改正する条例。

（天栄村税条例の一部改正）

第1条 天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の下に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の下に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2項 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条 天栄村税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、新型コロナウイルス感染症等の影響による特例などが盛り込まれたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料12ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条による改正、第10条につきましては、法律改正に伴う条項の追加によるものでございます。

第15条の2につきましては、軽自動車環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとするものであります。

第24条につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により納税が困難な方が徴収猶予の手続等を行う場合について、従来申請手続などと同様に取り扱う規定を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

第2条による改正、第10条につきましては、法律改正に伴う条項の整理によるものでございます。

第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等となった文化、芸術、スポーツに係る行事の入場料などについて、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除の対象とするものの規定を追加するものでございます。

第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅建築の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化するものの規定を追加するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。



これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第6号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北島さつき君。

[住民福祉課長 北島さつき君登壇]

○住民福祉課長（北島さつき君） 議案第6号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険条例（昭和34年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

第2項 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これ

を10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

第3項 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

第2項 前項の規定によりこの村が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村国民健康保険条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

改正の理由についてご説明いたします。

現在、任意給付となっております国民健康保険の傷病手当金について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から被保険者が休みやすい環境を整えるため、国が特例的に特別調整交付金により、臨時的な財政支援を行うこととなり、本村においても新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を特例的に実施したいため、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、説明資料の14ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染したこと、また感染が疑われる症状が現れたことにより、

療養し、労務に服することができない被保険者で給与の支払いが一部または全部されなかった場合に被保険者の申請により支給するものであります。

第2条第1項では支給に関する定義を、第2項では手当金の算定方法、第3項では支給期間を規定しており、第3条及び第4条では傷病手当金と給与等の調整に関する規定となっております。

適用期間につきましては、現時点では令和2年1月1日より9月30日までとされており、この間、療養のため労務に服することができない期間としております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、櫻井幸治君。

〔税務課長 櫻井幸治君登壇〕

○税務課長（櫻井幸治君） 議案第7号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。  
附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の下に「、第35条の3第1項」を加える。  
附則。

この条例は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、土地基本法等の一部を改正する法律の改正により、低未利用土地等の譲渡をした場合、譲渡所得等に係る課税の特例が創設されたことにより、国民健康保険税の課税の特例について所要の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料16ページ、新旧対照表をご覧ください。

附則第6項及び第7項につきまして、法律改正に伴い、譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことに条項の追加を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、暫時休議いたします。

35分まで休みます。

(午後 2時15分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時35分)

---

**◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第8号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第8号 令和2年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

令和2年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,599万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,481万5,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

28ページをお願いいたします。

まず、地方債の補正についてでございます。

今回、緊急浚渫推進事業分としまして、限度額900万円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業分としまして、限度額2,200万円、合計3,100万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額6,022万6,000円。内訳でございますが、マイナポイント事業費補助金としましてマイナンバーカードを利用した活性化事業としまして、これの補助としまして203万円を計上しております。こちらにつきましては、国庫補助10分の10となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、こちらにつきましては、5,819万6,000円を計上しております。こちら、村民の生活支援としまして、1人

当たり1万円の商品券を全村民に配布する事業としまして、国庫補助10分の10としております。

2目民生費国庫補助金、補正額742万4,000円。内訳としましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金としまして児童手当を受給している世帯、児童1名につき1万円を給付する事業としまして、こちらも国庫補助10分の10の対象となっております。こちら604万円を計上しております。また、事務費としまして138万4,000円を計上しております。

6目教育費国庫補助金、補正額1,893万7,000円。内訳でございますが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金としまして1,893万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、小・中学校の高速ネットワークを構築する事業でございます、国庫補助2分の1でございます。

17款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額100万円。内訳としましては、福島県避難所の新型コロナウイルス感染対策強化事業補助金としまして100万円を計上しております。避難所の備蓄品の購入補助でございます。こちら県補助2分の1の上限100万でございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額1億3,847万7,000円。こちらにつきましては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金としまして、花き栽培用パイプハウス整備導入に係る補助としまして1億3,847万7,000円を計上しております。こちらにつきましても国庫補助2分の1以内でございます。

次のページをお願いいたします。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額950万円。財政調整基金の繰入金でございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額56万6,000円の減でございます。内訳としましては、羽鳥湖畔マラソン大会の中止に伴いまして、参加料130万円が減となっております。また、協賛金としまして20万円の減でございます。次に、学校臨時休業に伴う対策費補助金でございますが、給食食材等の補助としまして19万7,000円を計上しております。物損事故等補償金としまして、光ケーブルの補償費として73万7,000円を計上しているものでございます。

23款村債、1項村債、2目土木債、補正額900万円。こちらにつきましては、緊急浚渫推進事業としまして、河川氾濫等の防止のため土砂の撤去を行う事業でございます。こちらは充当率100%の交付税措置70%としております。

4目教育債、補正額2,200万円。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業としまして、補助残分の起債充当率90%でございます。

次のページ、お願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額8万9,000円。内訳につきましては、1節、3節、8節の会計年度任用職員の費用につきまして、6目の企画費への組替えを行っております。

まず、1節でございますが、事務補助員の報酬としまして組替えにより92万6,000円減額でございます。次に、裁判に伴う弁護士報酬としまして40万円を計上しております。3節でございますが、こちら、組替えにより期末手当10万3,000円を減額しております。8節費用弁償としまして3万2,000円、こちらも組替えによる減でございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、こちら、集会施設整備事業補助金としまして、飯豊行政区の消防施設への補助としまして75万円を計上しております。

6目企画費、補正額276万7,000円。こちらはマイナンバーを活用した消費活性化対策としまして、広報周知などの経費を計上しております。

まず、内訳でございますが、1節事務補助員報酬としまして組替えにより92万6,000円計上しております。3節では、期末手当としまして10万3,000円を組替えにより計上しております。8節につきましては、費用弁償として交通費3万2,000円を計上しております。10節需用費としまして広報活動、こちらの周知のための消耗器材としまして44万円、パンフレット等の印刷費としまして24万円を計上しております。11節役務費でございます。こちら、郵便料としまして4万9,000円、電話料としましてタブレット使用端末通信料として24万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費としまして、光ケーブル等通信設備工事請負費で73万7,000円を計上しておりますが、こちらは光ケーブル損傷に伴う工事費用として計上しておるものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5,818万5,000円。新型コロナウイルス感染症に伴い、生活支援を図るため商品券の発行を行う事業としまして費用を計上しておるものでございます。

まず、11節役務費でございますが、郵便代1,978世帯を対象としました郵便料としまして122万9,000円ほど計上しております。12節委託料としましては、生活支援商品券の発行事業委託料としまして発行に伴う委託費135万6,000円を計上したものでございます。18節、こちらにつきましては、生活支援商品券の発行事業補助金としまして5,560万円、5,560人分の費用を計上したものでございます。

2項児童福祉費、5目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、補正額742万4,000円。新型コロナウイルス感染症に伴いまして、子育て世帯の生活を支援するための一時金を支給する事業としまして費用を計上しているものでございます。

まず、3節につきましては、職員手当としまして時間外手当10万円を計上しております。

10節におきましては消耗器材10万円、帳票印刷費としまして5万円を計上しております。11節役務費につきましては、こちらは郵送料としまして10万円ほど計上しております。12節につきましては、電算委託ということで103万4,000円ほど計上しているところでございます。18節子育て世帯臨時特別給付金としまして、子育て世帯の経済対策としまして604人分、1人当たり1万円としまして604万円を計上しているものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目墓地公園施設費、補正額55万円。14節工事請負費で無縁供養塔の工事請負費としまして55万円を計上しております。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額28万2,000円。リサイクルハウスの老朽化に伴いまして、修繕費としまして2か所分、28万2,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額1億3,847万7,000円。農地生産基盤パワーアップ事業補助金としまして、花き栽培用パイプハウス整備に係る費用、こちらの補助金として計上しております。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額480万円。こちらはプレミアム商品券発行に伴う費用としまして、18節商品券発行事業補助金としまして480万を計上しているものでございます。

3目観光費、補正額214万8,000円の減でございます。こちら二岐山開き、関東天栄ふるさと会、夏の羽鳥湖高原ウォークの中止など、こういったものの経費を減額したものでございます。

6目放射能対策費、補正額350万円の減でございます。こちら新型コロナウイルス感染症対策商品券発行事業への組替えのために減額しております。内訳としましては、風評被害対策商品券発行事業補助金で200万円、風評被害対策商工業振興事業費補助金で150万円ほど減額したものでございます。

8款土木費、3項河川費、1目河川費、補正額900万円。こちらは、緊急浚渫推進事業に伴う土砂撤去に係る経費でございます。12節につきましては、委託料としまして200万円、14節工事請負費としましては、こちらの工事請負費として700万円ほど計上しております。

次のページをお願いいたします。

4項住宅費、1目住宅管理費、補正額440万円。移住転入者に係る応援成としまして、新生活・住まいづくり応援成金、申請者の増加が見込まれるため440万円ほど計上したものでございます。

9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額48万7,000円。消防ポンプ操法の中止などに伴う経費の減でございます。なお、10節需用費につきましては、県の備蓄資材の購入で140万円ほど計上しております。内容としましては、洗えるマスクなど、こういったも



の費用として計上しているものでございます。また、同じく17節備品購入費で災害備蓄用資材としまして、間仕切りなど、こういったものの購入費用として60万円ほど計上しているものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額4,973万3,000円。こちらにつきましては、学校との電話回線、さらには高速交通ネットワーク関係の環境整備費として計上しているものでございます。

まず、7節でございますが、小中学校統合検討委員会の報償としまして24万6,000円を計上しております。12節委託料としまして、学習支援業務委託料としまして180万円ほど計上しているものでございます。また、14節工事費でございますが、こちらにつきましては、小・中学校の電話回線等の増設のための工事費としまして50万円。適応指導教室のトイレ設置としまして、こちらで工事費320万円ほど計上しております。また、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業工事請負費としまして4,346万4,000円ほど計上をしております。21節につきましては、学校給食臨時休業に伴います給食食材等の補償金としまして52万3,000円ほど計上しているところでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、こちらにつきましては、小学校トイレ改修工事費としまして、3校の改修に伴う増額ということで138万円ほど計上したものでございます。

次のページ、お願いいたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額587万円の減でございます。こちらはマラソン大会等の中止によるものでございまして、そちらのほうの経費の減によるものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額5万8,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 35ページ、ちょっとお願いします。

土木費の河川費、緊急浚渫推進事業なんですけど、この主な事業をちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） 8款土木費、3項河川費の緊急浚渫推進事業費の内容についてでございます。

令和元年の台風19号による河川氾濫等の大規模な被害が発生したことにより、市町村が単独事業、起債充当事業として緊急的に河川の堆積土砂の浚渫ができるよう、新たに令和2年

度から令和6年度の5年間の事業として新設されました。天栄村でも管理している普通河川の6河川について、事業を実施する予定であります。令和2年度としては後藤川、第二竜田川を予定しており、順次、二俣川、河内川、細野川、竜田川の堆積土砂の浚渫を予定してございます。河川の堆積土砂及び立ち木を撤去するのですが、全ての土砂を撤去するのではなく、川の流れを阻害する箇所を重点的に掘削、浚渫し、適切な河川断面を維持することとしてございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、この河川というのは1級河川ばかりですよ。大きな川と言っていいですね。村で管理している用水堀の管理等は入っていないということですね。分かりました。すると、これはあくまで代行事業みたいな感じなんですよ。村管轄の管理のあれじゃないということですね。廣戸川なり、竜田川なり、あれ1級河川ですよ、みんな。ということは、村管轄の河川じゃないと。代行事業みたいな形で、今やっているアカシアの木切ったり、土砂取ったりしている事業を言っているんですか、違うの。ちょっと、じゃ、もう少し説明して。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

今回ののは村が管理している普通河川、県が管理している1級河川については県のほうで浚渫予定をしてございます。それ以降の細い河川とか、村で管理しているものについては村が実施するということになってございます。

〔「村の管理ですか」の声あり〕

○建設課長（塚目弘昭君） 村で管理している河川もございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、大きな河川に流れている、小っちゃな、村で管理している台風で被害を受けた川、排水路なり、そういうのを言っているんでしょう、これ。また、違うの。

〔「河川です」の声あり〕

○6番（揚妻一男君） あくまで河川。具体的に説明して。そうすると分かるから。どこどこをやるっていうのを。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

村が今年度実施する河川については、後藤川、それと第二竜田川を予定してございます。

水路等についてはこの事業に該当はしてございません。順次、二俣川、河内川、細野川、竜田川も予定をしてございます。全部の土砂を取るんじゃなくて、あくまでも河川の流れを正常化する、河川の断面を維持するということを予定してございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、この前の台風で被害受けていましたね、田んぼだの何だの、田んぼ及び河川、土手が崩れたり、いろいろいっぱいありましたよね。その事業なんでしょう、台風に関する事業なんだから。それとはまた違うの。そうですか。すると、台風の事業は河川なり、河川というよりも堀だわね。そういった事業は全部終わったんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

災害箇所につきましては、村のほうでは1か所だけ残っていますが、通常の釈迦堂川等については県のほうの災害事業で復旧しているところでございます。また、災害復旧の状況でございますが、農業災害復旧事業につきましては、20か所の補助箇所につきまして17か所の発注済みで、完成が14か所してございます。未発注が3か所ございますが、こちらについては堰でございまして、8月以降に発注を予定してございまして、年度内の完成を見込んでございます。

それと、公共土木に関してでございますが、補助8か所、発注済みが7か所、完成が1か所、未発注が1か所となっております。未発注の1か所については河川ですので、こちらでも8月以降に発注を予定しておりまして、年度内の完成を見込んでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、全部ではないけれども、まだ残っているということなんですが、その事業は、この前の台風で被害に遭って要望された事業全て役場で把握していますよね。要望された。そのやつで3件はまだ決まっていなくても、残っていると。それをやれば、この前の台風で被害を受けた、相談されたやつは全部終わるということですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

今現在も、各行政区の駐在員により、水路の堆積土、それと農道等のひび割れ、そういったものの箇所は上がってきてございます。そちらについては順次、村のほうで対応しているところでございます。

〔「要望事項の事業は全て網羅されているのかい、終わるのかい」の声あり〕

○建設課長（塚目弘昭君） そちらについては、今現在も進めておまして、小っちゃな箇所については、ほぼほぼ終わってございます。

〔「終わっているんじゃないくて、全てが終わるのか。さっきの残っているやつをやると、全て要望された事業は完了するのか」の声あり〕

○建設課長（塚目弘昭君） 要望といいますか、査定を受けたものについては終わります。今年度中に終わります。

〔「査定したやつではなくて、区で要望したやつは全部終わるのかという話です、用水堀の」の声あり〕

○建設課長（塚目弘昭君） 今現在も、各駐在員より要望箇所は上がってきていますが、そちらについては、ほぼほぼ終わっています。全部ができるかという、その辺については検討する部分もございまして、そちらについては検討次第、実施していきたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） どうも歯切れが悪いんだよね。台風の被害で、この前、皆さんも見たんでしょ、被害を受けたところ全部、要望されたところ。そのやつは全部、ここ直してくれと。こういう状況になって、被害を受けたんだから直してくれという要望が上がったわけですよ。そのやつは全部終わるのかと聞いている、要望されたのは全部。中には特別なことがあって、これは無理だとか何とかというのものもあるのかと思えば、そうじゃなくて、とにかく台風の被害で、この前被害を被った事業は全てやってくれて終わるのかと聞いている。特に今回の事業、あれは国から来るでしょう、工事費は。だから、全て終わるのかと聞いている。中には、それ終わらないとすれば、それなりの理由があつてできないというんだか、そこなんだけれども、まあいいわ。ただ、私、頼まれて課長に話したところ、もうはっきり言うから。訳分からない話だと困るから。言われて課長にお願いしたところは、台風の被害を受けて、そこの工事はやってくれるのかやってくれないのか、そこをちょっと聞きたい。

○議長（服部 晃君） 建設課長、塚目弘昭君。

〔建設課長 塚目弘昭君登壇〕

○建設課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

揚妻議員からいただいたお話、こちらについては早急にできると明言はできません。ですが、いろいろな方法、いろいろな工法等を検討してまいります、その前段として、ご提案いただいた用水の分水と、そういったものは今進めているところでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 37ページの公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事費とあり

ますが、これもうちょっと具体的に学校のどういうところを整備するのか説明してください。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらは、国で進めているG I G Aスクール構想の事業の一環で、最終的には児童・生徒1人1台の学習端末を導入し、端末を同時接続しても不具合の起きない高速大容量の校内通信ネットワークを整備することが、今回の公立学校情報通信ネットワーク環境整備でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今、課長の説明の中にG I G Aスクール構想とありましたが、それはどういう構想ですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

G I G Aスクール構想とは、簡単に申し上げますと、児童・生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、これは国で言っている説明になりますが、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別適正化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想ということになっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 大変すごい構想だと思うんですけども、これっていつぐらいまでの計画で実行されるというか、計画されているんですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

国のほうでは、令和5年度までに全ての公立小・中学校に整備する計画で進めております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、今年新型コロナウイルスで3月、4月、5月、学校休校になりましたけれども、そのときにいろんなところで問題になったのが子どもたちの通信、インターネットを利用した学校の授業とかというのがあったんですけども、その話とは別の話なんですね。それはどうなのでしょう。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今ご質問のありました、コロナ対策でオンライン教育というのが大変話題になっておりますが、こちらは、国ではそういったオンライン教育も必要だということで、これは数年前から国のほうで進めている構想ではありますが、この構想を前倒しで実施できるように国のほうでも補正予算を取りまして前倒しで整備できるように、今、各市町村に照会が来ておりまして、本村でも今年度申請して、年度末までには1人1台の端末を整備したいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

次に、33ページ、子育て世帯臨時特別給付金についてであります。これ予算の総額が742万なんです。12の委託料、約100万なんですけれども、これってどういうところに何を委託するんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えをいたします。

こちらの費用につきましては、児童手当を年に4回支給しておりますが、そちらのデータを持っている事業者さんに、今回、改めて6月10日支給後に、さらに1万円ずつを交付するという事業でございますので、引き続き同じ業者さんに委託料ということでデータの抽出ですとかのリストを出していただいて、あと送るまでの作業ですとかという部分をお願いしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これは、確認しますが、新型コロナウイルス関連で特別に1万円、子育て世帯に給付するというやつですよ。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおり、コロナの関係の臨時の交付金でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それで、子育て世帯に対していろいろ給付というのはこれ以外にも例年やっていますよね。というよりも、これ、600人に配るとことでデータとかというのは多分あると思うんですけれども、何でこれ100万も委託料払ってやるんですかね。その辺の、何とかどこかの会社に委託するんですよ、それどこの会社なんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

業者の名前につきましては、郡山にあります福島情報処理センターという会社でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） その会社は、情報を持っているんですよね、多分ずっと。情報持っているやつを出してもらおうと。新たに情報を作ってもらわなければならないでしょう。何で100万もかかるんですか。それ説明してもらえますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの金額の積算につきましては、国のほうで、ある程度人口割という枠の中で配分しておる金額でございますので、うちのほうで、この金額でというふうなことの指定ではなく、ある程度の給付する世帯、子どもの世帯、給付する数に応じての金額がある程度指定されておりますので、その枠の中の金額だということでご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、国のほうから742万4,000円の中で、もう電算委託料として103万4,000円、もうこれは絶対そういう情報処理会社に払ってくださいというふうに決まっているんですか。どうなんですか。それとも、村の裁量でこの100万は50万とか半額とか20万とか、簡単に言うと、これ別に委託しなくてもできるんじゃないかなと思うんですけども、600人くらいの子ども、それは国から必ず委託しなさいというふうに来ているんですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、北嶋さつき君。

〔住民福祉課長 北嶋さつき君登壇〕

○住民福祉課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの委託料につきましては、村でこの金額という決めた金額ではございませんので、こちらは動かしようがないと言ったら言い方があれなんです、この枠の範囲でという設定がございましたので、この金額を動かすのはできない状態ではございましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ご理解できないので、質問しているんですけども、動かさないというのはどういうことなんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今の住民福祉課長がお答えしましたのは、国である程度の事務費総額の市町村ごとの目安というのが示されておりまして、その額を3節から12節まで村が適宜配分をして、今回予算計上させていただいております。実際に電算委託した際にこれだけかかるかというのは、まだこれから見積りを取るなり、執行はこれからでございますので、今、議員からご指摘がありましたとおり、仮に電算委託しなくてもできるというものであれば、今回予算は計上させていただいておりますが、そういった経費の節減を図れるものであれば縮小した上で、給付金の執行に当たってまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、動かせるんでしょう、結局。動かせるんでしょう。だから、予算執行で見積り取ってということなんですから、今、副村長が予算を縮減できるんだったらなるべくやるようにしますということは、動かせるんでしょう。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

動かせるというか、幾らを計上するかというのは、市町村の裁量でできるというふうなことでございます。先ほど課長の答弁はちょっと誤解を招いた答弁であったかと思いますが、市町村の裁量でここは金額の計上はできるというふうな制度となっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） これは、じゃ、そういうふうにしてやっていただきたいんですけども、結構、電算委託料とかそういう委託料ってかなりの金額、いろんな面で計上されているんですよ。というのは前の専決処分のところでも給付金のやつもかなりの電算委託料、これ、なっていました。それ、国から来るからもうそのまま人数分で委託料、これ計上するかという話なんですけれども、その辺の考え方、だってこれ700万のうち100万が電算委託料でというのは、なかなかこれかなりの額なんで、その辺、今後、委託料関係の精査、これはぜひやっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 36ページの住宅管理費で、新生活・住まいづくり応援助成金440万円、これちょっと詳しく説明してください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕



○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

こちらにつきましては、村内に村外から転入してくる若者世帯の住宅取得の際に応援する助成金となっております。様々な要件がございます、要件によって助成額は異なります。当初、申請書が4名分だったんですが、今回、申請が7件のほうに増えましたので、増額補正を取らせていただいたものでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、天栄村に移住するとか、そういった人たちに助成するわけだ。それとはまた違うの。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

移住する方かというご質問でございますが、住所のほうも移されて天栄村の村民になるということが条件にもなっておりますので、そういうことの制度になっております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、これ土木費で取ってあるから、普通、移住だったら企画のほうで担当だと思っただけけれども、その辺はどうなのかな。住宅だから土木費で取ってあるんだ。そうすると、4人しか見ていなかったということで、6人になったからまた新たに補正ということなただけけれども、じゃ、6人が天栄村に入ってくるということなのかな。その辺がよく分からないな。

○議長（服部 晃君） 暫時休議します。

（午後 3時27分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時44分）

---

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お時間をいただきありがとうございました。

まず初めに、1点目のなぜ土木費のほうで計上しているのかというご質問でございますが、事業の当初、開催に当たりまして、最初は県外からの転入者の助成事業として行っておりました。県外からの転入してきた方につきましては、県の補助事業で行っておりまして、県のほうが土木部のほうで行っておりましたので、こちらのほうに予算計上されております。それで、県内からの転入者にも助成をしようということで、村単独で県内から転入した方につ

きまして助成を行うようにしましたので、同じくこちらのほうに計上させていただいております。

先ほど、私が7人というような答弁をして申し訳ございませんでしたが、そちらにつきましては、当初は、4世帯の12人で当初予算のほうは計上しておりました。それで申請が上がっておいりましたので、その数で計上させていただいておりましたが、今までに申請が上がってきているのが7世帯の20人、転入するということが上がってきておりますので、足りない分のほうの補正を今回取らせていただいたというところでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 7人でなくて7世帯で家族20人ということだね。分かりました。

それと、県のほうの事業で始まって、土木費で住宅管理費ということで始まったんだけど、県内もオーケーということは、県外から来た人と県内の人の補助の差、補助はどうなっているの。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

県内からの転入者の金額は、最高で150万円、県外から転入した方につきましては、県の補助が加算されて70万ほど上乗せになります。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。了解です。

○議長（服部 晃君） 質疑ありますか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 29ページが一番上、総務費国庫補助金の中のマイナポイント事業補助金203万、このマイナポイントはどういうことなのか、内容を説明してください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

事業の内容でございますが、こちらにつきましては、消費活性化とマイナンバーカードの普及を目的に行う事業でございます。財源につきましては、国の国庫補助10分の10で行います。事業内容につきましては、マイナンバーカードを利用してキャッシュレス決済サービスで前払い、または物品等の購入を行った場合に、25%、1人当たり上限5,000円がマイナポイントとして付与されるものでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 具体的には、私はマイナンバーカードを持っています。それをどうす

れば割引の対象になるのか、多分これはVISAとかなんかがついているわけじゃない、何でもない。どういう手続きをすればそういうふうなことができるのか教えてください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

まず、マイナンバーカードを取得されて、その後にマイナンバーカードを利用してマイキーIDという番号を取得していただきます。そして、そのID番号を基にキャッシュレス事業者のほうにひも付けしまして、電子マネーとか、あとはクレジットカードとか、どのやつを使うかという登録を今度していただきます、1つ。例えば、一番皆さんが使っているのであればnanacoカードのような、セブン-イレブンで使うようなnanacoカードに最高で2万円チャージしたときに、25%ですと5,000円が加算されますので、2万円で2万5,000円のお買物ができるというような事業になっております。

○議長（服部 晃君） 次に、質疑ありますか。

3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど、廣瀬議員の質問とちょっとダブっているんですが、補充して聞きたいと思います。

36ページの住宅管理費、それで新生活・住まいづくり応援助成金ということなんですが、この制度というのは今年度から始まった制度なのか、私も初めて聞くものですから、それ1つね。

あと、新しい世帯、村内以外の方が来た場合の助成額の限度というのは、幾らまで出せるのか、これを聞きたいと思います。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔企画政策課長 熊田典子君登壇〕

○企画政策課長（熊田典子君） お答えいたします。

こちらの事業につきましては、29年度から実施している事業でございます。それで、助成額の限度ということですが、一番最高で助成した場合で170万までの助成額となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 分かりました。これは本当に村内で人口が減少している中、何人かでも増えるということは、大変村にとっていいことだなと思っております。

続きまして、もう一つ質問したいと思います。

37ページの学校管理費の小学校トイレ改修工事請負費が7,691万6,000円となっておりますが、この小学校というのは全小学校のトイレ改修かなと、そこら辺がちょっと分からないんですが、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 大浦議員、これ、138万の間違いじゃないですか。補正額……

〔「議長、3番、いいですか」の声あり〕

○議長（服部 晃君） はい。

○3番（大浦トキ子君） 7,691万6,000円となっていますが、ただ、節のほう、これのほうで私ちょっとしたものですから、じゃ、138万に訂正お願いいたします。申し訳ありません。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今回、予算計上させていただいた理由になりますが、こちら当初予算ではトイレ改修工事ということで500万計上させていただいておりました。今回、追加で138万円計上させていただいたんですが、こちらは今回、洋式トイレを改修する工事の予定だったんですが、当初は物、和式の便器を洋式の便器に替える工事で、便器だけ替える工事の予定で500万ということで、当初予定していたんですが、今回、洋式にすることでトイレのブース、一つの仕切りがやっぱり洋式だけに直すと狭いので、ブースをちょっと広げる工事を今回追加させていただきたいということで今回予算計上したもので、合計、村内3つの小学校で10か所の和式を洋式にする改修工事でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ということは、今までは、ちょっと普通は一般家庭ではあまり和式というのはなくて洋式ですよ。私も学校に行ったとき、ちょっとやっぱりこれは洋式がいいんじゃないかとは前から思っていたんですけども、これがやはり全部、3小学校を洋式にするということは、やはり子どもたちにとっても住みやすい環境づくりということで、大変結構なことだと思っております。分かりました。

じゃ、質問終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第10、議案第9号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、北島さつき君。

〔住民福祉課長 北島さつき君登壇〕

- 住民福祉課長（北島さつき君） 議案第9号 令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明いたします。

令和2年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,545万6,000円とする。

令和2年6月9日提出、天栄村長、添田勝幸。

42ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書（事業勘定）によりご説明申し上げます。

歳入、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額51万1,000円。特別調整交付金分（市町村分）になります。

歳出、2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、補正額51万1,000円。こちらは18節の負担金、補助及び交付金で傷病手当金を支出するものであります。

補正予算の理由についてご説明申し上げます。

こちらは、議案第6号で議決をいただきました新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に資するため、費目を追加し、見込みとしまして被保険者2名が約1か月ほど働けず、給与が支払われなかった場合を見込みまして、歳入歳出それぞれ51万1,000円を計上しておるものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第11、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に産業建設常任委員会に付託となっていました事件1件について、産業建設常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和2年6月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員長、円谷要。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号、2。付託月日、令和2年6月9日。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。審査結果、採択。委員会の意見、福島県は少子高齢化と人口の減少・流出等が進み、深刻な人手不足となっており、県内の労働力の確保、人口流出抑制等を見据える必要がある。また、福島県最低賃金は、時間額で798円となっているが、政府の目標額には程遠く、どのような就労形態であろうと、少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準に賃金を上げていくことは、働き手の多様化や消費税増税による物価変動の状況等もある中で重要であると考えため、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を提出する。措置、地方自治法第99条に基づく意見書提

出。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号2、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） よって、本件は委員長報告のとおり採決することに決定いたしました。

---

#### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第12、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 令和2年6月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員

会運営に必要な調査研究。

2、理由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、渡部勉君。

〔総務常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和2年6月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管事務業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷要君。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要君） 令和2年6月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。



閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会広報常任委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（大須賀溪仁君） 令和2年6月11日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

### ◎表彰状伝達

○議長（服部 晃君） 日程第13、表彰状伝達を議題といたします。

去る5月1日、岩瀬地方町村議会議長会総会において、岩瀬地方町村議会議長会の使命達成と地方自治の振興発展に尽力されたとして、5番、廣瀬和吉君に対し、感謝状が贈られますので、ここで伝達いたします。

5番、廣瀬和吉君、前へお進みください。

[表彰状伝達]

○議長（服部 晃君） これで表彰状の伝達を終わります。

---

### ◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が2件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案は日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 4時14分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時15分)

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月11日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

14項 令和2年6月に支給する期末手当の額については、第3条第2項の規定による期末手当の額から村長にあってはその100分の50、副村長にあってはその100分の30、教育長にあってはその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

15項 別表中の村長の給料月額のうち10分の1を、副村長の給料月額のうち10分の1をそれぞれ減額するものとし、村長、副村長にあっては令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間これを適用する。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和2年6月1日から適用する。ただし、附則に第15項を加える改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う村民生活や地域経済の影響を踏まえるとともに、今般の特別定額給付金支給事務の誤りについての管理監督責任を明確にするため、令和2年6月の期末手当について村長にあっては50%、副村長にあっては30%、教育長にあっては20%、それぞれ減額するとともに、令和2年7月分の村長及び副村長の給料月額をそれぞれ10%減額するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、円谷要君。

[2番 円谷 要君登壇]

○2番（円谷 要君） 発議案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年6月11日。

提出者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、深刻な人手不足となっており、それを補うために外国人労働者や障がい者雇用数も増加している。

また、同時に非正規労働者数も増加し、働き手の多様化も進んでいる。

しかしながら、福島県最低賃金は、時間額で798円であり、政府の目標額には程遠く、労働者は購買力を失いかけている。

消費を喚起し、福島県経済の一層の発展を図るためにも、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年6月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 8月25日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 揚 妻 一 男

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	令和元年度天栄村繰越明許費繰越しの報告について	6月11日	—
議案1号	専決処分の報告及び承認について	6月11日	承認
2号	専決処分の報告及び承認について	6月11日	承認
3号	天栄村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月11日	同意
4号	郡山市と天栄村との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	6月11日	原案可決
5号	天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について	6月11日	原案可決
6号	天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	6月11日	原案可決
7号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	6月11日	原案可決
8号	令和2年度天栄村一般会計補正予算について	6月11日	原案可決
9号	令和2年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	6月11日	原案可決
10号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6月11日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	6月11日	原案可決



陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
2	令和 2 年 4 月 1 0 日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	福島県須賀川市塩田字 池渋沢 1 2 1 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合 議長 鈴木 重一	産 業 建 設 常 任 委 員 会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件 名	結 果
2	令和 2 年 6 月 9 日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	採 択